

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

日本碍子株式会社

(E01137)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【事業等のリスク】	14
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
4 【経営上の重要な契約等】	17
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
(1) 【株式の総数等】	22
① 【株式の総数】	22
② 【発行済株式】	22
(2) 【新株予約権等の状況】	23
① 【ストックオプション制度の内容】	23
② 【ライツプランの内容】	53
③ 【その他の新株予約権等の状況】	53
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	53
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	53
(5) 【所有者別状況】	53
(6) 【大株主の状況】	54
(7) 【議決権の状況】	56
① 【発行済株式】	56
② 【自己株式等】	56

2	【自己株式の取得等の状況】	57
	【株式の種類等】	57
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	57
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	57
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	57
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	57
3	【配当政策】	58
4	【株価の推移】	58
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	58
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	58
5	【役員の状況】	59
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	64
	(2) 【監査報酬の内容等】	77
	① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	77
	② 【その他重要な報酬の内容】	77
	③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	77
	④ 【監査報酬の決定方針】	77
第5	【経理の状況】	78
1	【連結財務諸表等】	79
	(1) 【連結財務諸表】	79
	① 【連結貸借対照表】	79
	② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	81
	【連結損益計算書】	81
	【連結包括利益計算書】	82
	③ 【連結株主資本等変動計算書】	83
	④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	85
	【注記事項】	86
	【セグメント情報】	119
	【関連情報】	121
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	122
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	122
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	122
	【関連当事者情報】	123
	⑤ 【連結附属明細表】	126
	【社債明細表】	126
	【借入金等明細表】	126

【資産除去債務明細表】	126
(2) 【その他】	126
2 【財務諸表等】	127
(1) 【財務諸表】	127
① 【貸借対照表】	127
② 【損益計算書】	129
③ 【株主資本等変動計算書】	130
【注記事項】	132
④ 【附属明細表】	139
【有形固定資産等明細表】	139
【引当金明細表】	139
(2) 【主な資産及び負債の内容】	139
(3) 【その他】	139
第6 【提出会社の株式事務の概要】	140
第7 【提出会社の参考情報】	141
1 【提出会社の親会社等の情報】	141
2 【その他の参考情報】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月26日
【事業年度】	第152期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)
【会社名】	日本碍子株式会社
【英訳名】	NGK INSULATORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 卓
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】	052(872)7171番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 神藤 英明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】	03(6213)8855番
【事務連絡者氏名】	東京総務グループ マネージャー 三枝 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	308,671	378,665	435,797	401,266	451,125
経常利益	(百万円)	45,819	61,068	81,498	64,557	70,615
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	27,045	41,504	53,316	36,379	45,814
包括利益	(百万円)	57,807	64,879	24,907	33,978	58,154
純資産	(百万円)	344,453	404,001	417,972	427,593	472,863
総資産	(百万円)	614,219	702,234	711,897	759,434	836,335
1株当たり純資産	(円)	1,021.32	1,200.68	1,245.47	1,295.66	1,432.67
1株当たり当期純利益	(円)	82.82	127.11	163.28	112.71	142.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	82.67	126.87	162.97	112.51	142.18
自己資本比率	(%)	54.3	55.8	57.1	54.9	55.1
自己資本利益率	(%)	8.6	11.4	13.3	8.8	10.4
株価収益率	(倍)	25.96	20.18	12.73	22.36	12.88
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	32,647	73,002	59,445	80,172	50,554
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△21,185	△39,495	△47,772	△56,452	△49,413
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,026	△26,000	△373	△13,013	22,546
現金及び 現金同等物の期末残高	(百万円)	119,781	128,616	136,065	144,692	169,918
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	13,210 (2,581)	16,217 (3,190)	16,657 (3,543)	17,517 (3,451)	18,783 (3,700)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	169,724	208,489	242,030	214,319	240,885
経常利益 (百万円)	26,383	36,168	56,247	47,285	58,713
当期純利益 (百万円)	22,260	17,349	35,763	26,329	46,161
資本金 (百万円)	69,849	69,849	69,849	69,849	69,849
発行済株式総数 (株)	327,560,196	327,560,196	327,560,196	327,560,196	327,560,196
純資産 (百万円)	214,848	236,482	255,993	260,873	295,234
総資産 (百万円)	462,655	489,753	498,118	518,983	549,947
1株当たり純資産 (円)	655.57	721.52	781.18	808.27	914.88
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	22.00 (10.00)	28.00 (13.00)	38.00 (18.00)	40.00 (20.00)	44.00 (21.00)
1株当たり当期純利益 (円)	68.17	53.13	109.52	81.57	143.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	68.05	53.03	109.32	81.43	143.25
自己資本比率 (%)	46.3	48.1	51.2	50.1	53.5
自己資本利益率 (%)	11.0	7.7	14.6	10.2	16.7
株価収益率 (倍)	31.5	48.3	19.0	30.9	12.8
配当性向 (%)	32.3	52.7	34.7	49.0	30.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	3,531 (482)	3,569 (475)	3,700 (474)	3,937 (516)	4,142 (716)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、第149期よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更したため、第148期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第148期及び第149期の期首の純資産への影響はありません。

2 【沿革】

大正8年	日本陶器株式会社（現 株式会社ノリタケカンパニーリミテド）からがいし部門を分離独立、現在地に日本碍子株式会社を設立。主として特別高圧がいし、がい管類の製造販売開始。
11年	化学工業用機器類の製造販売開始。
昭和17年	知多工場建設。
24年	東京・名古屋・大阪の各証券取引所に株式上場。（平成23年6月大阪証券取引所上場廃止。）
33年	金属製品の製造販売開始。
37年	小牧工場建設。
38年	環境装置類の販売開始。
40年	米国に販売会社NGK INSULATORS OF AMERICA, LTD.（現NGK-LOCKE, INC.、連結子会社）を設立。 ㈱高松電気製作所（現 エナジーサポート㈱）に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
46年	電子工業用セラミックス製品の製造販売開始。
48年	米国GENERAL ELECTRIC社と合併でがいしの製造会社LOCKE INSULATORS, INC.（連結子会社）を米国に設立。（平成29年に同社の清算を決議。）
51年	自動車用セラミックス製品の製造販売開始。
52年	ベルギーにがいしの製造会社NGK-BAUDOUR S.A.と販売会社NGK EUROPE S.A.を設立。 （平成6年両社が合併しNGK EUROPE S.A.（連結子会社）となる。）
60年	ベルギーに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS EUROPE S.A.（連結子会社）を設立。（平成19年に同社は、NGK EUROPE S.A.と合併し、消滅。存続会社のNGK EUROPE S.A.は、NGK CERAMICS EUROPE S.A.に社名変更。）
61年	社名表記を「日本ガイシ株式会社」に変更。 米国に金属製品の製造会社NGK METALS CORPORATION（連結子会社）及び持株会社NGK NORTH AMERICA, INC.（連結子会社）を設立。
63年	米国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS USA, INC.（連結子会社）を設立。
平成3年	双信電機株式会社に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
8年	インドネシアに自動車用セラミックス製品の製造会社P.T. NGK CERAMICS INDONESIA（連結子会社）を設立。 中国にがいしの製造会社NGK唐山電瓷有限公司（連結子会社）を設立。
12年	南アフリカに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD.（連結子会社）を設立。
13年	中国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司（連結子会社）を設立。
14年	米国の半導体製造装置用モジュールの製造会社FM INDUSTRIES, INC.（連結子会社）に資本参加、子会社とする。 電力貯蔵用NAS電池（ナトリウム/硫黄電池）を事業化。
15年	ポーランドに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（連結子会社）を設立。
19年	当社の環境装置事業の一部を吸収分割により㈱NGK水環境システムズに承継、分社化。
20年	メキシコに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.（連結子会社）を設立。 ㈱NGK水環境システムズが富士電機ホールディングス㈱の子会社である富士電機水環境システムズ㈱と合併。新社名はメタウォーター㈱（持分法適用関連会社）。
23年	石川工場操業開始。
24年	エナジーサポート㈱（連結子会社）を完全子会社化。
27年	新日鐵住金㈱より日鉄住金エレクトロデバイス㈱（現 NGKエレクトロデバイス㈱、連結子会社）の全株式を取得し、完全子会社化。 タイに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.（連結子会社）を設立。
29年	ポーランドの自動車用セラミックス製品製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（連結子会社）の第2工場操業開始。

3 【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社74社(うち連結子会社58社、持分法適用会社1社)及び関連会社4社(うち持分法適用会社1社)で構成され、その主な事業内容と、各構成会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の3事業区分は「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔電力関連事業〕

当事業は、電力用がいし・機器及びN A S®電池の製造・販売を行っております。

がいしの製造は、国内では当社と明知ガイシ(株)、海外については米国ではNGK-LOCKE POLYMER INSULATORS, INC.、中国ではNGK唐山電瓷有限公司が行っております。販売は国内では当社、米国ではNGK-LOCKE, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、中国では恩基客(中国)投資有限公司、NGK唐山電瓷有限公司、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行っています。なお米国のLOCKE INSULATORS, INC. 及び中国のNGK(蘇州)電瓷有限公司につきましては、現在清算に向けた手続きを進めております。

配電用機器の製造は、国内ではエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行い、販売は国内では当社及びエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行っております。

N A S®電池の製造・販売は、主として当社が行っております。

NGK NORTH AMERICA, INC. は、米国における持株会社です。

〔セラミックス事業〕

当事業は、自動車用セラミックス製品、一般産業用セラミックス製品・機器装置の製造・販売を行っております。

自動車用セラミックス製品の製造は、国内では当社、エヌジーケー・セラミックデバイス(株)、米国ではNGK CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK CERAMICS EUROPE S. A.、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O.、インドネシアではP. T. NGK CERAMICS INDONESIA、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、メキシコではNGK CERAMICS MEXICO, S. de R. L. de C. V. が行っております。更には、今後の東南アジアやインドを中心とするアジア新興国における自動車生産台数の増加や排ガス規制の強化による排ガス浄化用セラミックスの需要増に対応するため、タイに平成27年5月に設立したNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. が、平成30年4月から生産を開始しております。

また自動車用セラミックス製品の販売は、国内では当社、米国ではNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、欧州ではNGK EUROPE GmbH、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司が行っております。

化学工業用耐食機器製造は、当社及び池袋珪瑯工業(株)が行い、販売は当社及びエヌジーケー・ケミテック(株)が行っております。液・ガス用膜分離装置の製造・販売は、当社及びエヌジーケー・フィルテック(株)が行っております。燃焼装置及び耐火物の製造は、国内ではエヌジーケー・キルンテック(株)、エヌジーケー・アドレック(株)、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. が行い、販売は、国内では当社及びエヌジーケー・キルンテック(株)、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. が行っております。低レベル放射性廃棄物用処理装置の製造及び販売は、当社が行っております。

〔エレクトロニクス事業〕

当事業は、半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品の製造・販売を行っております。

半導体製造装置用製品の製造は、国内では当社、米国ではFM INDUSTRIES, INC. が行い、販売は国内では当社、米国ではNGK ELECTRONICS USA, INC. が行っております。

電子工業用製品の製造はエヌジーケー・セラミックデバイス(株)、双信電機(株)グループ、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、販売は当社、双信電機(株)グループ、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、NGK EUROPE GmbHが行っております。

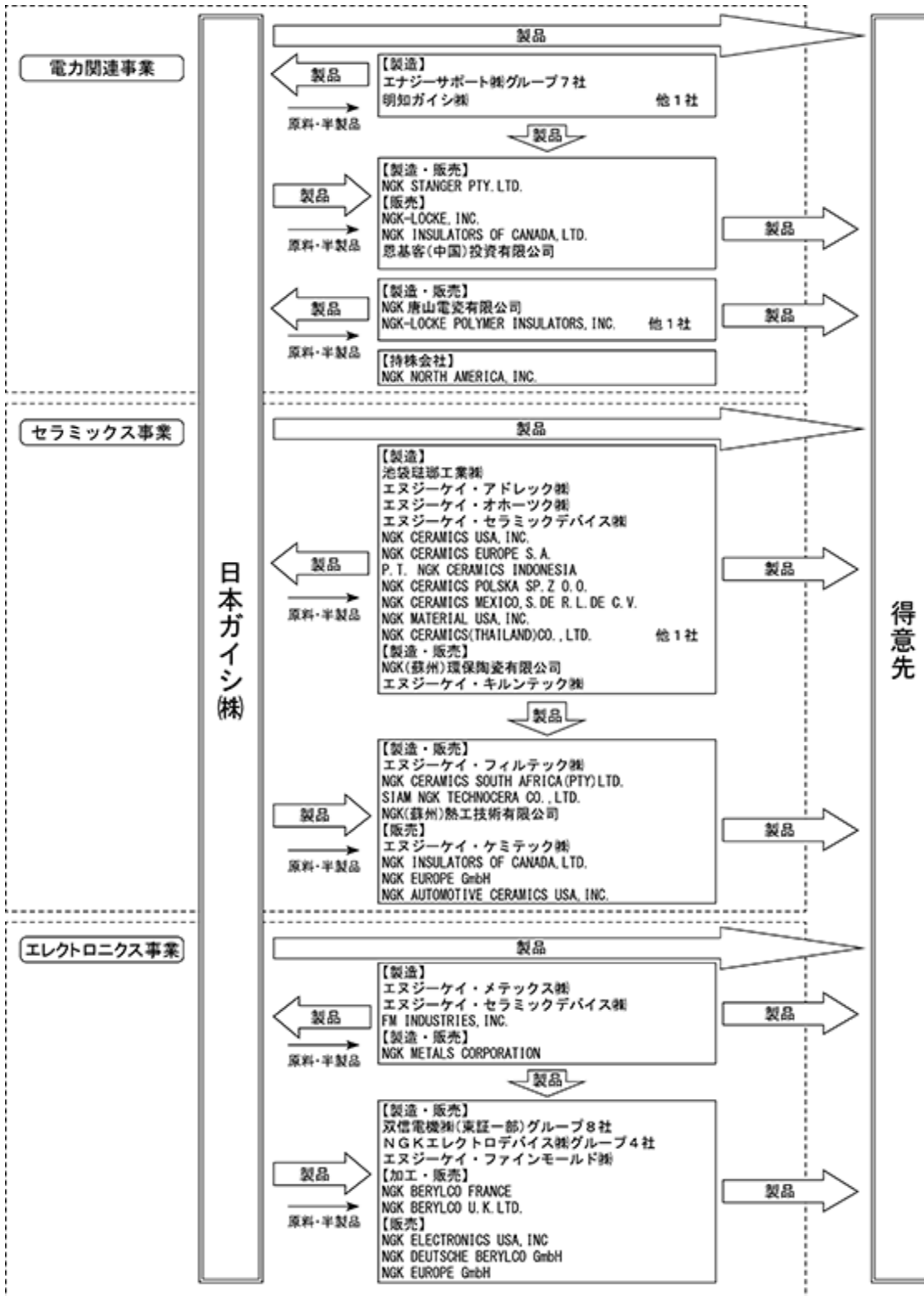
ベリリウム銅製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケー・メテックス(株)が行い、販売は当社が行っております。海外については、米国ではNGK METALS CORPORATIONが製造・販売を行っております。欧州ではNGK BERYLCO FRANCE、NGK BERYLCO U. K. LTD. の2社が加工・販売を行い、NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbHが販売を行っております。金型製品については、エヌジーケー・ファインモールド(株)にて製造・販売を行っております。

(その他の事業)

保険代理業及びゴルフ場経営のエヌジーケー・ライフ(株)等6社があります。

主要な事業の系統図は次の通りであります。

(連結子会社合計58社)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
(連結子会社) 明知ガイシ(株) (注) 2	岐阜県恵那市	百万円 135	電力関連事業	100.0 (9.2)	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。 〔有り 3名〕
エナジーサポート(株)	愛知県犬山市	百万円 5,197	電力関連事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。 〔有り 6名〕
NGK NORTH AMERICA, INC. (注) 5	米国 デラウェア州	万米ドル 16,017	持株会社	100.0	〔有り 5名〕
NGK-LOCKE, INC. (注) 2	米国 メリーランド州	万米ドル 450	電力関連事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 3名〕
NGK INSULATORS OF CANADA, LTD. (注) 2	カナダ オンタリオ州	万カナダドル 3	電力関連事業 セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK-LOCKE POLYMER INSULATORS INC. (注) 2	米国 バージニア州	万米ドル 1,500	電力関連事業	100.0 (100.0)	同社製品を当社が販売しております。また、当社製品を販売しております。当社より技術供与を行っております。 〔有り 4名〕
NGK唐山電瓷有限公司	中華人民共和国 河北省唐山市	万元 42,786	電力関連事業	100.0	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。当社より技術供与を行っております。 〔有り 6名〕
NGK STANGER PTY. LTD. (注) 2	オーストラリア ヴィクトリア州	万オーストラリアドル 750	電力関連事業	100.0 (15.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK(蘇州)電瓷有限公司 (注) 5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 75,778	電力関連事業	100.0	〔有り 6名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員兼任等〕
恩基客(中国)投資有限公司	中華人民共和国 上海市	万元 30,402	電力関連事業	100.0	当社製品を販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 7名〕
池袋珪瑯工業(株)	埼玉県所沢市	百万円 200	セラミックス事業	78.9	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 5名〕
エヌジーケイ・ケミテック(株) (注) 2	名古屋市瑞穂区	百万円 30	セラミックス事業	100.0 (45.0)	当社製品を販売しております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケイ・フィルテック(株)	神奈川県 茅ヶ崎市	百万円 50	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・アドレック(株)	岐阜県可児郡 御嵩町	百万円 306	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 5名〕
エヌジーケイ・キルンテック(株)	名古屋市瑞穂区	百万円 85	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・オホーツク(株)	北海道網走市	百万円 60	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が購入しております。 当社より土地・建物及び設備を賃貸しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 3名〕
NGK EUROPE GmbH (注) 2、6	ドイツ クローンベルク市	万欧元 5	セラミックス事業 エレクトロニクス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. (注) 2、6	米国 ミシガン州	万米ドル 300	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロライナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 2名〕
NGK MATERIAL USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロライナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。また同社より原材料を購入しております。 〔有り 1名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員兼任等〕
NGK CERAMICS EUROPE S. A. (注) 5	ベルギー エノー州	万ユーロ 15,835	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金借入を行っております。 〔有り 2名〕
P. T. NGK CERAMICS INDONESIA	インドネシア ブカシ県	万米ドル 3,500	セラミックス事業	97.8	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 3名〕
NGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD. (注) 2	南アフリカ共和国 ケープタウン市	万南アフリカ ランド 5,700	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 2名〕
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司 (注) 2、5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 158,371	セラミックス事業	100.0 (37.9)	当社より原材料を販売・供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 5名〕
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (注) 2、5	ポーランド グリヴィツエ 市	万ポーランド ズロチ 24,000	セラミックス事業	95.0 (95.0)	当社より原材料を販売・供給しております。また同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 5	メキシコ ヌエボ・レオン 州	万米ドル 11,679	セラミックス事業	95.0	当社より原材料を販売・供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (注) 5	タイ サムットプラカ ーン県	万タイバーツ 270,000	セラミックス事業	95.0	当社より原材料を販売・供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 3名〕
SIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.	タイ サラブリー県	万タイバーツ 10,600	セラミックス事業	100.0	当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
NGK(蘇州)熱工技術 有限公司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 10,098	セラミックス事業	100.0	当社より技術供与を行っております。 〔有り 5名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員兼任等〕
エヌジーケイ・メテックス㈱	埼玉県加須市	百万円 120	エレクトロニクス 事業	100.0	当社製品の加工を同社に委託しております。同社より資金借入を行っております。〔有り 3名〕
エヌジーケイ・ファインモールド㈱	愛知県半田市	百万円 187	エレクトロニクス 事業	100.0	当社より建物及び設備を賃貸しております。同社より資金借入を行っております。〔有り 3名〕
NGK METALS CORPORATION (注) 2	米国 テネシー州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販売しております。また同社より原材料を購入しております。〔有り 4名〕
NGK BERYLCO FRANCE (注) 2	フランス クエロン市	万ユーロ 177	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製品を販売しております。〔有り 3名〕
NGK BERYLCO U. K. LTD. (注) 2	イギリス マンチェスター市	万英ポンド 50	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製品を販売しております。〔有り 2名〕
NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbH (注) 2	ドイツ クローンベルク市	万ユーロ 221	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売しております。〔有り 2名〕
エヌジーケイ・セラミックデバイス㈱ (注) 5	愛知県小牧市	百万円 90	セラミックス事業 エレクトロニクス 事業	100.0	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。当社より資金貸付を行っております。同社より資金借入を行っております。当社より建物及び設備を賃貸しております。〔有り 8名〕
FM INDUSTRIES, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売しております。また、同社製品を当社が購入しております。〔有り 4名〕
NGK ELECTRONICS USA, INC. (注) 2、6	米国 カリフォルニア州	万米ドル 200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。〔有り 4名〕

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容〔役員の兼任等〕
双信電機㈱ (注) 3、4	長野県佐久市	百万円 3,806	エレクトロニクス事業	40.6	当社より製品を販売しております。また、同社製品を当社が購入しております。
NGKエレクトロデバイス㈱	山口県美祢市	百万円 3,450	エレクトロニクス事業	100.0	当社より資金貸付を行っております。 〔有り 5名〕
NGK ELECTRONICS DEVICES (M) SDN. BHD. (注) 2	マレーシア ペナン州	万マレーシア リンギット 5,400	エレクトロニクス事業	100.0 (100.0)	—
その他 17社					
(持分法適用非連結子会社) エヌジーケイ・ライフ㈱	岐阜県多治見市	百万円 50	その他の事業	100.0	同社より資金借入を行っております。 〔有り 5名〕
(持分法適用関連会社) メタウォーター㈱ (注) 3	東京都千代田区	百万円 11,946	その他の事業	28.9	当社より製品を供給しております。 〔有り 1名〕

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称等を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で示しております。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 持分は100分の50以下ではありますが支配力基準により子会社に該当しております。
5. 特定子会社に該当しております。
6. NGK EUROPE GmbH、NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. 及びNGK ELECTRONICS USA, INC. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下の通りであります。

	NGK EUROPE GmbH	NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.	NGK ELECTRONICS USA, INC.
売上高 (百万円)	106,270	58,992	51,861
経常利益 (百万円)	3,776	2,243	723
当期純利益 (百万円)	2,678	1,457	504
純資産 (百万円)	7,526	2,354	2,002
総資産 (百万円)	42,614	16,006	8,514

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	2,078	(454)
セラミックス事業	10,298	(2,511)
エレクトロニクス事業	5,327	(639)
全社(共通)	1,080	(96)
合計	18,783	(3,700)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,142 (716)	38.7	13.7	7,852,010

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	638	(116)
セラミックス事業	1,571	(326)
エレクトロニクス事業	853	(178)
全社(共通)	1,080	(96)
合計	4,142	(716)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社においては、日本碍子労働組合(組合員総数3,557名)が組織されており、セラミックス産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、社会、顧客、株主、従業員に価値を提供し続けることを企業理念とし、独自のセラミック技術を核に、エネルギー、エコロジー、エレクトロニクスのトリプルEを主たる事業領域としております。

企業理念を実現するための基本方針は以下の通りです。

まず、資源投入の選択と集中により他を凌駕する技術を確立し、各々の分野においてトップクラスの地位を占める新規事業、新商品を創出することであります。（「戦略的成長」）

次に、連結主体の事業運営を基本に、グループ会社の機動性と独自性も活かした効率的経営を行い、企業価値の向上を目指します。（「高効率体質」）

更に、株主・投資家に適時かつ積極的に情報を開示します。また、広報活動を通じて広く社会に情報を発信するとともに、社会的責任を自覚し、留学生の支援などを含む社会貢献活動を実施します。（「良き企業市民」）

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、ROEを主要な経営指標として採り上げ、株主重視の経営を推進しております。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、経営資源を既存コア事業の拡大や新規事業の立上げに効率的に投入して収益力の向上に努めると共に、資本効率のさらなる向上に取り組んでまいります。

(3) 資本政策

当社グループは、株主・投資家とのコミュニケーションを踏まえ、持続的な企業価値の向上に資する観点から資本政策を展開しています。

資本コストを上回る収益性確保と財務健全性を両立させると共に、中長期の観点から積極的な株主還元にも努めます。ROE、配当性向及び株主資本配当率等を重要な指標として、利益率、資本回転率、財務レバレッジを事業戦略と整合した健全な水準に維持することを目指します。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループが事業領域とするエネルギー、エコロジー、エレクトロニクスの分野では、社会・環境課題解決への要請や、IoT、AI、5G等の技術革新を背景に事業機会が拡大すると予想されます。こうした状況のもと、当社グループは、自動車関連製品や半導体製造装置用製品の増産投資及びその他新製品の量産設備投資を中心に、昨年に続き今後3年間で3,000億円超の設備投資を実施する予定です。成長に向けての基盤整備と新規事業の立上げを重点課題とし、以下の施策に取り組んでまいります。

① 既存事業の競争力強化—新・ものづくり構造革新

当社グループは、新・ものづくり構造革新として、技術先進性をベースにした製品価値の向上と革新製造プロセスによる生産性向上に取り組んでおります。設備効率向上への注力と、新規設備投資についても優先順位をつけ厳選して実施するなど投下資本利益率（ROIC）を意識して確実に成果につなげます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う世界的な需要拡大に対応し、最新鋭で高効率なグローバル生産体制を構築することで、事業の持続的な成長を目指します。タイ工場（ハニセラム）やポーランド工場・石川工場（センサー）、中国第2工場（GPF：ガソリン・パーティキュレート・フィルター）を中心に着実に新規設備の立上げを進めてまいります。

また、2018年4月1日付で「プロセステクノロジー事業本部」を新設しました。高付加価値の製品群を持つHPC（半導体製造装置用製品）事業と、セラミック技術を核に多様な事業を展開する産業プロセス事業を束ね、両事業の更なる成長を推進します。特に需要が旺盛な半導体製造装置用セラミックス製品については、知多事業所・小牧事業所の増産投資に加え岐阜県多治見市に建設する新工場の生産開始を前倒しで実施し、需要に応じた供給体制を確立します。また、技術・性能面での要求が高まる中、高機能品の開発により競争力を高めてシェア拡大に努めてまいります。

② 新製品・新規事業の創出—Keep up 30

当社グループは、売上高に占める新製品比率を30%以上とする「2017 Challenge 30」を5年前に掲げて取り組み、最終年度の2017年に目標を達成しました。次年度以降も新製品比率30%以上を継続する「Keep up 30」を目標に掲げ、事業化を決定した紫外LED用マイクロレンズや窒化ガリウム（GaN）ウエハー製品の量産立上げと早期収益貢献を図ってまいります。また、チップ型セラミックス二次電池や固体酸化物燃料電池（SOFC）、亜鉛二次電池の開発加速や全固体電池など新規テーマにも取り組み、次の新製品・事業化製品を創出してまいります。

③ グローバル経営の強化

当社は、海外20カ国に46のグループ会社を展開し、うち23社において製造を行っております。

海外でのビジネスがますます拡大する中、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動するよう環境整備を進め、経営の透明性と自律性を高めてまいります。

競争法及び海外腐敗行為防止法などの法令遵守については、過去に生じた競争法違反の再発防止策として、国際的な水準に沿った競争法遵守プログラムを実施する体制の下、継続的な経営トップのメッセージ発信、「競争法遵守ハンドブック」の活用などにより、国内外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。また、役員の不正及び競争法・海外腐敗行為防止法などの法令違反を防止する仕組みとして、当社グループの役員・従業員から社外弁護士経由で経営倫理委員会に直接報告できる内部通報制度「ホットライン」を設置し更なる強化を図っております。

なお当社は、2018年1月、「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在を確認いたしました。当社は直ちに是正に着手し、対象となる製品に品質上の問題がないことを確認して、お客様へのご説明と関係当局への報告を行っております。社外の有識者による品質の検証など対応の妥当性については、社外役員を構成員とする委員会による確認・評価を受けております。今後とも、一層の品質管理体制の強化とコンプライアンス意識の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

④ 多様な人材の活躍と働き方改革

当社は昨年度に65歳定年制を導入し、従業員が60歳以降も安心して変わらない働きができる環境を整備いたしました。今年度は、育児・介護負担や重大な疾病を抱える従業員に、柔軟な働き方の選択肢を提供し業務との両立を支援するため短時間勤務や週3日勤務などの勤務制度を拡充したほか、介護支援一時金などの経済的支援制度を充実させました。こうした取り組みが評価され、「厚生労働大臣優良賞」を受賞したほか、愛知県より「ファミリー・フレンドリー企業賞」を受賞しました。また、女性活躍促進に積極的に取り組む模範企業に与えられる「あいち女性輝きカンパニー」の優良企業に愛知県から選定されました。次年度も引き続き、在宅勤務制度やICT（情報通信技術）活用の推進、女性社員を対象としたキャリア研修の充実など、多様な人材が活躍する機会の提供や長く働き続けるための制度・環境づくりに取り組んでまいります。

事業の成長とともに組織が拡大する中、業務の基本である「安全」、「品質」、「環境」、「CSR」を徹底すると共に、一人ひとりが高い自立性を持って率先して行動し、最大限に力を発揮することで課題を成し遂げ、世界に通用するグローバル企業を目指してまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて経営基盤のさらなる強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成30年6月26日現在）において当社グループが判断したものであります。

（事業拠点について）

当社グループは、主要な生産拠点を、国内においては愛知県及び石川県に、海外においては米州、欧州、アジア等に有しております。自動車用排ガス浄化用触媒担体等の主力製品においては、需要地生産や最適生産分担の観点からグローバルな生産体制を展開しており、生産拠点としてのリスクの分散化は図られております。しかし、国内海外にかかわらず、地震や火災等の事故などで主要生産拠点の生産設備に重要な被害が発生した場合には、相当期間、生産活動が停止し、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、特に海外展開においては、①当該国の法律、規制、税法等、②為替変動を含む経済変化、③人材の確保と教育の難しさ、④インフラの未整備、⑤テロ、戦争などの社会的混乱、等のリスクが潜在しています。これらの予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（為替、金利、素材価格の変動について）

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれております。当社グループは米ドル、ユーロ及び円を含む主要通貨間の為替レートの短期的な変動に対しては、先物為替予約等によりリスクヘッジしておりますが、円高は売上高・利益の減少要因となり当社グループの業績に悪影響をもたらします。

当社グループは事業拡大や生産性改善のための必要な設備投資を今後とも実施してまいります。設備投資や社債償還などの資金ニーズに対して金利上昇局面で将来資金調達を行う場合はコストの増加が予想され、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

素材価格の上昇は当社グループ事業の製造コストの増加となりますが、これを軽減すべく客先への売価への反映、コストダウン、生産性の向上、経費圧縮などに取り組んでおります。当社グループは仕入価格の上昇を吸収すべく努力していきますが、過度の素材価格の上昇は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(新製品について)

当社グループは、新製品の創出による成長力の確保を目指しており、今後の成長の柱となるべき新製品に対しては集中的に資本投下を行っております。需要拡大が予測される製品については、設備投資を段階的に行っております。これらの設備の立ち上げがスケジュール通り進まない場合等で、当社グループの中期的な成長力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(景気変動について)

当社グループが製造・販売する製品の需要は多分に国内外における景気変動の影響を受けます。日本及び海外における景気変動は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(製品の品質について)

当社グループは、全社品質方針に基づき、品質に関する活動に取り組むことにより、高い品質水準の確保に努めております。しかし、当社グループが製造・販売するすべての製品において、予想し得ない品質問題が発生する可能性は皆無ではなく、その場合には、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(競争状況に関する国際的な調査について)

当社グループは、競争状況に関する国際的な調査の対象となっており全面的に協力しておりますが、競争当局の調査の結果等によって、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善から緩やかな回復基調が続きました。海外では、米国や欧州など先進国で回復基調が続いたほか、中国・新興国でも持ち直しの動きがみられるなど、総じて堅調に推移しました。

当社グループにおきましては、電力関連事業では、がいし、電力貯蔵用NAS®電池（ナトリウム／硫黄電池）ともに出荷が低調に推移しました。セラミックス事業では、中国市場のトラック販売増や欧州の排ガス規制強化の影響等により自動車関連製品の物量が増加しました。エレクトロニクス事業では、中国の携帯基地局向けにセラミックパッケージの物量が減少した一方、ベリリウム銅製品や半導体製造装置用製品の物量が増加しました。これらの結果、当連結会計年度における売上高合計は、前期比12.4%増の4,511億25百万円となりました。

利益面では、減価償却費や研究開発費等が増加したものの、売上高の増加や為替円安等により営業利益は前期比10.8%増の700億26百万円、経常利益は同9.4%増の706億15百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別損失として減損損失37億68百万円や競争法関連損失引当金繰入額21億45百万円を計上した一方で、投資有価証券売却益12億86百万円を特別利益に計上したほか、前期は過年度法人税等112億13百万円を計上した要因もあり、前期比25.9%増の458億14百万円となりました。

当社グループは、ROEを主要な経営指標として採り上げ、株主重視の経営を推進しております。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、経営資源を既存コア事業の拡大や新規事業の立ち上げに効率的に投入して収益性の向上に努めると共に、資本効率のさらなる向上を目指しております。

当連結会計年度におけるROEは10.4%（前年同期比1.6ポイント改善）であり、目標である10%以上の水準を達成しておりますが、引き続き当該指標の維持・向上に取り組んでまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

〔電力関連事業〕

当事業の売上高は、544億51百万円と前期に比して3.1%増加いたしました。

がいしは、電力需要の低迷等を背景とした国内電力会社の設備投資抑制により配電機器の需要が減少した一方、中国や中近東向けに出荷が増加し増収となりました。NAS®電池は大口径案件の出荷が無く低調でした。

利益面では、前期66億22百万円の営業損失から47億14百万円の営業損失となりました。

〔セラミックス事業〕

当事業の売上高は、2,678億31百万円と前期に比して9.2%増加いたしました。

自動車関連製品は、中国市場のトラック販売増により触媒用セラミックス担体（大型ハニセラム）の物量が増加したほか、欧州や中国の排ガス規制強化に伴う1台当たりの使用本数増によりセンサーの物量が増加しました。産業機器関連製品は、中国の客先で車載用リチウムイオン電池関連の設備投資が増加し、加熱装置を中心に増収となりました。

営業利益は、自動車関連製品や産業機器関連製品の物量が増加したものの、減価償却費や研究開発費の増加に

加え増産設備の立上げ費用が増加したことなどから前期比10.1%減の580億76百万円となりました。

[エレクトロニクス事業]

当事業の売上高は、1,289億54百万円と前期に比して24.6%増加いたしました。

半導体製造装置用製品は、半導体の三次元化・微細化を背景に半導体メーカーの設備投資が高水準で継続し、半導体製造装置向けに物量が増加しました。金属は、中国市場の産業機器向けを中心にベリリウム銅製品の出荷が増加しました。電子部品は、セラミックパッケージの需要が減少した一方で、複合ウエハーやHDD用圧電素子などの物量が増加しました。また、連結子会社の双信電機株式会社におきましては、産業機器向けの製品需要が好調で増収となりました。

営業利益は、主として半導体製造装置用製品の増収効果により前期比217.2%増の166億56百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

①生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業 (百万円)	53,452	98.3
セラミックス事業 (百万円)	276,041	110.5
エレクトロニクス事業 (百万円)	132,738	131.6
合計 (百万円)	462,232	114.1

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
2. 上記は、販売価格をもって表示しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

②受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
電力関連事業	49,726	90.8	17,623	91.8
セラミックス事業	268,884	108.6	29,520	104.0
エレクトロニクス事業	138,343	123.7	38,643	126.8
合計	456,954	110.3	85,787	109.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

③販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業 (百万円)	54,408	103.0
セラミックス事業 (百万円)	267,762	109.3
エレクトロニクス事業 (百万円)	128,954	124.6
合計 (百万円)	451,125	112.4

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比し10.1%増加し8,363億35百万円となりました。

流動資産は、有価証券が減少したものの、現金及び預金や受取手形及び売掛金、たな卸資産等が増加したことなどから、前期比7.8%増の4,724億72百万円となりました。固定資産は、有形固定資産が増加したことなどにより、前期比13.3%増の3,638億62百万円となりました。

流動負債は、支払手形及び買掛金が増加したものの、競争法関連損失引当金や未払法人税等が減少したことなどから、前期比1.2%減の1,269億5百万円となりました。固定負債は、長期借入金が増加したことや社債の発行などにより、前期比16.3%増の2,365億66百万円となりました。

純資産は、利益剰余金や為替換算調整勘定の増加により、前期比10.6%増の4,728億63百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における自己資本比率は55.1%（前連結会計年度末54.9%）となり、1株当たり純資産は1,432.67円と、前期を137.01円上回りました。

セグメントごとの資産は、次のとおりであります。

〔電力関連事業〕

当事業の総資産は、前期比6.1%減少し、809億2百万円となりました。減損損失や減価償却により有形固定資産が減少しました。

〔セラミックス事業〕

当事業の総資産は、前期比13.4%増加し、4,112億38百万円となりました。自動車関連製品の増産投資に伴い有形固定資産が増加しました。

〔エレクトロニクス事業〕

当事業の総資産は、前期比16.4%増加し、1,227億22百万円となりました。半導体製造装置用製品の増産投資に伴い有形固定資産が増加しました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動による505億54百万円の収入、投資活動による494億13百万円の支出、及び財務活動による225億46百万円の収入などにより前期末に比し252億25百万円増加し、当期末残高は1,699億18百万円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払い、たな卸資産や売上債権の増加などがあつたものの、税金等調整前当期純利益657億72百万円に減価償却費を加え、合計では505億54百万円の収入となりました。前期との比較では、296億18百万円の収入減となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却及び償還による収入の一方、有形固定資産や有価証券の取得などから合計で494億13百万円の支出となりました。前期との比較では、70億39百万円の支出減となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや長期借入れの返済による支出の一方、長期借入れや社債の発行による収入などから合計で225億46百万円の収入となりました。前期との比較では、355億59百万円の収入増となりました。

資本の財源及び資金の流動性について、当社グループの運転資金需要のうち主なものは原材料の購入費用、労務費等の製造費や販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の調達について、調達手段の多様化を図ることで、低コストかつ安定的に資金を確保するよう努めております。また、グループ各社における余剰資金の一元管理を図り、資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、国内外でCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

4 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発を重要な経営課題のひとつとし、ファインセラミックスを中心とした材料技術とシステム技術とをベースに、高付加価値、高機能な新製品の提供を目指し、研究開発に積極的に資源投入しております。推進体制としては、基礎から応用まで手掛ける親会社の研究開発部門での研究開発と、事業本部及び子会社での商品化に近い研究開発の二本立てで進めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は 211億円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用10億14百万円が含まれております。各事業別の主要な研究開発テーマ、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

〔電力関連事業〕

電力関連事業部門では、がいし製品及び電力貯蔵用NAS®電池(ナトリウム/硫黄電池)のコストダウン製法及び性能向上の研究に取り組んでおります。また、配電機器事業においては、連結子会社のエナジーサポート(株)にて、配電用機器の新製品開発や、各製品の低コスト化に関する研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は11億55百万円であります。

〔セラミックス事業〕

セラミックス事業部門では、自動車排気ガス用NO_xセンサーやガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の商品開発、自動車用排ガス浄化用触媒担体及びディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の生産技術改善に加え、特殊な赤外線ヒータを用いた乾燥システムの開発や、原子力発電所向け廃棄物処理システムの改良等の研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は76億10百万円であります。

〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業部門では、圧電セラミックス技術をコアとした各種応用デバイス、SAWフィルタ用複合ウエハー、情報通信用各種セラミックパッケージ、半導体製造装置の高機能化に対応するセラミック部品及びモジュール、自動車・産業用機器・デジタル家電用コネクタ、リレー等の電子部品向けのベリリウム銅製品等の研究に取り組んでおります。

連結子会社の双信電機(株)では、パワーエレクトロニクス分野と情報通信分野を中心に大容量コンデンサや積層誘電体フィルタの研究開発を進めております。

なお、当事業に係る研究開発費は35億78百万円であります。

〔本社部門〕

本社部門には、全社的な研究開発を担当する研究開発本部があります。研究開発本部は、中・長期にわたるセラミックス基礎技術の創出、育成と新商品の種をつくることを主たる任務としており、ウエハープロジェクト、NCMプロジェクト、機能材料プロジェクト、SOFCプロジェクト、ZNBプロジェクト、基盤技術研究所及び次世代技術戦略室より成り立っています。

また、当連結会計年度における研究開発テーマとして、窒化ガリウム(GaN)ウエハー、チップ型セラミックス二次電池等があります。

なお、本社部門に係る研究開発費は87億56百万円であります。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、グループ全体で717億13百万円の設備投資を実施しております。

電力関連事業では、がいしの設備更新を中心に35億66百万円の設備投資を実施しております。

セラミックス事業では、自動車用セラミックス製品の生産設備を中心に460億37百万円の設備投資を実施しております。

エレクトロニクス事業では、半導体製造装置関連の生産設備などを中心に161億37百万円の設備投資を実施しております。

本社部門では、設備更新や新規事業用設備などを中心に59億72百万円の設備投資を実施しております。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数(人)	
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)		合計
本社及び名古屋工場 (名古屋市瑞穂区他)	本社、電力関連事業、セラミックス事業	本社、研究開発拠点、電力貯蔵用NAS [®] 電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備	9,147 (注)1<77>	10,977	2,258	1,038 (155) (注)1<289> (注)1《8》	23,421	2,504
知多工場 (愛知県半田市)	電力関連事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、金属製品生産設備、半導体製造装置用製品生産設備	4,209 (注)1<43>	5,342 (注)1<0>	496	2,346 (346) (注)1<191> (注)1《26》	12,394	700
小牧工場 (愛知県小牧市他)	電力関連事業、セラミックス事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、電力貯蔵用NAS [®] 電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備、半導体製造装置用製品生産設備、電子部品用セラミックス製品生産設備	7,194	14,287	368	4,087 (373)	25,938	621
石川工場 (石川県能美市)	セラミックス事業	自動車用排ガス浄化用触媒担体生産設備、ディーゼル・パーティキュレート・フィルター(DPF)生産設備	2,641	3,372	300	2,895 (127)	9,210	143

(注) 1. 内書は賃貸中のもので、〈 〉内の数字は賃貸中資産の帳簿価額を、《 》内の数字は賃貸土地の面積(千㎡)を示しております。主な貸与先は次のとおりであります。

土地 マテック(株) 他2社
建物及び構築物 マテック(株) 他2社
機械装置及び運搬具 マテック(株)

2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
エナジーサポート㈱	本社工場 (愛知県犬山市)	電力関連 事業	電気機器生産設備	1,615	190	136	253 (112)	2,196	284
エヌジーケイ・セラ ミックデバイス㈱	石川工場 (石川県能美市)	セラミック 事業	センサー生産設備	6,132	4,014	161	49 (33)	10,357	169
双信電機㈱	浅間工場 (長野県佐久市)	エレクト ロニクス 事業	電子工業用製品 生産設備	285	228	10	350 (24)	874	171
NGKエレクトロデ バイス㈱	本社工場 (山口県美祢市) 他	エレクト ロニクス 事業	電子工業用製品 生産設備	842	1,978	474	— (105)	3,295	468

- (注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(3) 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
NGK CERAMICS USA, INC.	本社工場 (米国 ノースキャロラ イナ州)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備	2,826	5,379	225	130 (230)	8,562	795
NGK(蘇州)環 保陶瓷有限公 司	本社工場 (中華人民共和 国江蘇省蘇州 市)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備	1,542	6,958	874	— (—)	9,375	1,396
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O.	本社工場 (ポーランド グリヴィッツエ 市) 他	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備、 ガソリン・パテ ィキュレート・フ ィルター(GPF) 生産設備、 センサー生産設備	14,503	37,593	805	1,146 (518)	54,049	2,982
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	本社工場 (メキシコ ヌエボ・レオン 州)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備	7,126	10,768	52	1,008 (234)	18,955	1,130

- (注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末後1年間の設備の新設、拡充等にかかる投資予定金額は1,460億円であり、セグメントごとの内訳は以下のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
電力関連事業	3,000	生産設備の更新等
セラミックス事業	79,500	生産設備の新設、増設、更新等
エレクトロニクス事業	7,000	生産設備の新設、増設、更新等
プロセステクノロジー事業	36,000	生産設備の新設、増設、更新等
本社部門	20,500	工場用地の取得、新規事業用設備の取得等
合 計	146,000	—

(注) 1. 設備投資計画の今後の所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金等を充当する予定であります。

2. セラミックス事業においては、ディーゼル・パティキュレート・フィルター（DPF）やガソリン・パティキュレート・フィルター（GPF）、自動車用排ガス浄化用触媒担体などの自動車関連製品で生産設備新設、増設を計画しております。また、プロセステクノロジー事業においては、半導体製造装置用製品の生産設備新設、増設を計画しております。そのほか、各セグメントで既存設備の更新投資などを予定しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	327,560,196	327,560,196	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	327,560,196	327,560,196	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権	
決議年月日	平成17年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役(社外監査役を除く) 2 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個) ※	32 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	32,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成17年8月5日 至 平成47年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。 上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
(承継される新株予約権の内容の決定の方針)
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ②目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額
 - ④権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ
 - ⑤その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権	
決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役(社外監査役を除く) 2
新株予約権の数(個) ※	21 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	21,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権	
決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員(取締役執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個) ※	4 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	4,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権	
決議年月日	平成19年7月27日及び同年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個) ※	13 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	13,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成19年8月31日 至 平成49年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第4回新株予約権	
決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 9
新株予約権の数(個) ※	19 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	19,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成20年8月14日 至 平成50年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成50年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成49年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成49年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個) ※	28 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	28,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成21年8月18日 至 平成51年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成51年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成50年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第6回新株予約権	
決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11
新株予約権の数(個) ※	34 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	34,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成52年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成51年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11
新株予約権の数(個) ※	36 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	36,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成53年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成52年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成52年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第8回新株予約権	
決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 14
新株予約権の数(個) ※	41 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	41,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成54年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
②前記①にかかわらず、平成53年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成53年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。))のものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 16
新株予約権の数(個) ※	42 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	42,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成55年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前記①にかかわらず、平成54年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成54年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。))のものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- (i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- (ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成26年 7月31日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数 (個) ※	52 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数 (株) ※	52,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成26年 8月20日 至 平成56年 6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (平成30年 3月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (平成30年 5月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成56年 6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
②前記①にかかわらず、平成55年 6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成55年 7月 1日以降新株予約権を行使できるものとする。
③新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとする。
④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。))のものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記 4. ①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記 4. ①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成27年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個) ※	52 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	52,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成27年8月19日 至 平成57年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成57年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前記①にかかわらず、平成56年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成56年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。))のものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- (i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- (ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成28年 7月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数 (個) ※	60 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数 (株) ※	60,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成28年 8月17日 至 平成58年 6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (平成30年 3月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (平成30年 5月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成58年 6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前記①にかかわらず、平成57年 6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成57年 7月 1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- (i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記 4. ①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- (ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記 4. ①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第13回新株予約権	
決議年月日	平成29年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 12
新株予約権の数(個) ※	58 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	58,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成29年8月17日 至 平成59年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成59年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前記①にかかわらず、平成58年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成58年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。))のものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- (i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- (ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第14回新株予約権	
決議年月日	平成30年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13
新株予約権の数(個)	55 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月13日 至 平成60年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成60年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前記①にかかわらず、平成59年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成59年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。
- イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
- (i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- (ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
- ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月19日 (注) 1	—	337,560	—	69,849	△15,000	70,135
平成25年9月10日 (注) 2	△10,000	327,560	—	69,849	—	70,135

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	123	73	370	558	13	33,114	34,251	—
所有株式数 (単元)	—	1,710,460	69,373	190,125	849,090	215	454,191	3,273,454	214,796
所有株式数の 割合 (%)	—	52.26	2.12	5.81	25.94	0.00	13.87	100.00	—

(注) 1. 自己株式5,794,181株のうち57,941単元(5,794,100株)は「個人その他」の欄に、81株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。

2. 「その他の法人」の欄に、証券保管振替機構名義の株式20単元(2,000株)を含めて表示しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	36,350	11.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	24,261	7.54
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	21,457	6.66
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	18,695	5.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,292	3.19
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	6,071	1.88
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	5,799	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	4,663	1.44
ステート ストリート バンク ウェスト クライ アント トリーティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	4,597	1.42
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	4,387	1.36
計	—	136,575	42.44

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は、自己株式5,794千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。
3. 平成30年4月1日より、株式会社三菱東京UFJ銀行は、商号を変更し株式会社三菱UFJ銀行となりました。
4. 平成29年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びに共同保有者8社が平成29年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	5,295	1.62
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 ニューヨーク州ニューヨーク、イースト52ストリート 55	531	0.16
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (BlackRock Investment Management LLC)	米国 ニュージャージー州プリンストン ユニバーシティスクウェア ドライブ1	328	0.10
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市スログモートン・アベニュー 12	391	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド (BlackRock Life Limited)	英国 ロンドン市スログモートン・アベニュー 12	444	0.14
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	1,099	0.34
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カルフォルニア州サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	3,563	1.09
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カルフォルニア州サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,328	1.32
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市スログモートン・アベニュー 12	658	0.20
計	—	16,641	5.08

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,794,100	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 321,551,300	3,215,513	同上
単元未満株式	普通株式 214,796	—	—
発行済株式総数	327,560,196	—	—
総株主の議決権	—	3,215,513	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	5,794,100	—	5,794,100	1.77
計	—	5,794,100	—	5,794,100	1.77

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,794	3,858,798
当期間における取得自己株式	222	425,800

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)1	123,183	500,767	—	—
保有自己株式数(注)2	5,794,181	—	5,794,403	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、ストックオプションの権利行使(株式数123,000株、処分価額の総額123,000円)及び単元未満株式の買増請求による処分(株式数183株、処分価額の総額377,767円)であります。なお、当期間には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元が経営の最重要政策の一つであると考えています。

基本方針として株主重視・ROE重視の経営を目指し、業績、財務体質、今後の事業展開などを総合的に勘案して連結配当性向30%程度を中期的な目処に利益の配分を行うこととしています。

当期の配当金につきましては、1株当たり期末配当金を23円とし、すでに実施済みの中間配当金21円と合わせて、通期では1株当たり44円となりました。

次期の配当金につきましては、増収増益の見通しであることから、中間・期末配当金とも増配し、中間25円、期末25円、年間50円とさせていただくことを予定しております。

また、内部留保資金につきましては、既存コア事業の拡大や新規事業への設備投資など企業価値向上のために活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成29年10月31日 取締役会決議	6,755	21.00
平成30年6月26日 定時株主総会決議	7,400	23.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	2,230	2,827	3,345	2,578	2,563
最低(円)	946	1,864	1,904	1,800	1,768

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	2,244	2,285	2,159	2,305	2,263	1,999
最低(円)	2,117	2,045	2,035	2,153	1,911	1,768

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性15名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大島 卓	昭和31年 7月14日生	昭和55年3月 当社入社 平成16年4月 電力事業本部NAS事業部長 19年6月 当社執行役員 23年6月 当社常務執行役員 26年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	6
代表取締役 副社長	社長補佐、 研究開発本部長、 開発委員長	武内 幸久	昭和30年 12月7日生	昭和53年3月 当社入社 平成11年11月 当社フェロー 16年4月 エレクトロニクス事業本部電子部 品事業部長 16年6月 当社取締役 17年6月 当社執行役員 20年6月 当社常務執行役員 23年6月 当社取締役常務執行役員 26年6月 当社取締役専務執行役員 27年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	10
代表取締役 副社長	経営企画室・新事業 企画室・秘書室・コ ーポレートコミュニ ケーション部・人事 部・総務部所管、 電力事業本部管掌、 グループ会社統括、 大阪支社長、 個人情報総括 管理責任者、 特定個人情報等の 統括責任者、 建設業法統括責任者	蟹江 浩嗣	昭和32年 7月9日生	昭和56年3月 当社入社 平成17年7月 秘書室長 22年6月 当社執行役員 24年6月 当社常務執行役員 26年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員 30年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	6
取締役 専務執行役員	財務部 ・資材部所管、 東京本部長	坂部 進	昭和33年 8月15日生	昭和56年3月 当社入社 平成17年7月 管理本部財務部長 19年6月 当社執行役員 22年6月 当社取締役執行役員 23年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	9
取締役 専務執行役員	プロセステクノロジ ー事業本部長、 経営業務の 管理責任者	岩崎 良平	昭和35年 1月30日生	昭和57年3月 当社入社 平成19年4月 経営戦略本部経営企画室長 20年6月 当社執行役員 21年6月 当社取締役執行役員 24年6月 当社取締役常務執行役員 28年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	製造技術本部長、 品質統括部・環境経 営統括部・安全衛生 統括部所管、 設備委員長、 品質委員長、 環境委員長、 安全衛生委員長	丹羽 智明	昭和35年 2月16日生	昭和59年3月 当社入社 平成18年4月 セラミックス事業本部産業プロセ ス事業部技術部長 25年6月 当社執行役員 27年6月 当社取締役執行役員 28年6月 当社取締役常務執行役員 30年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	(注) 4	6
取締役 常務執行役員	エレクトロニクス 事業本部長、 同本部電子部品事業 部長	石川 修平	昭和34年 12月10日生	昭和59年3月 当社入社 平成22年4月 エレクトロニクス事業本部金属 事業部長 22年6月 当社執行役員 26年6月 当社常務執行役員 27年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	9
取締役 常務執行役員	業務監査部・グルー プコンプライアンス 部・法務部・知的財 産部所管、 C S R 委員長、 内部統制委員長、 競争法全社統括 責任者、 Data Protection Officer	佐治 信光	昭和33年 7月3日生	昭和59年3月 当社入社 平成24年10月 法務部長 25年6月 当社執行役員 26年6月 当社取締役執行役員 27年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	4
取締役 常務執行役員	セラミックス 事業本部長、 名古屋事業所長	松田 敦	昭和35年 9月11日生	昭和60年3月 当社入社 平成19年4月 NGK EUROPE GmbH取締役社長 24年6月 当社執行役員 29年6月 当社常務執行役員 30年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	5
取締役 (注) 1		蒲野 宏之	昭和20年 7月21日生	昭和46年4月 外務省入省 54年4月 最高裁判所司法研修所 56年4月 弁護士登録 63年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士 (現任) 平成19年6月 株式会社小松製作所社外監査役 19年7月 住友生命保険相互会社社外取締役 21年4月 東京弁護士会副会長 23年6月 当社取締役（現任） 27年6月 ハウス食品グループ本社株式会社 社外監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (注) 1		中村 利雄	昭和21年 7月22日生	昭和45年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 平成10年6月 大臣官房総務審議官 11年9月 貿易局長 12年6月 中小企業庁長官 19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所 専務理事 21年10月 株式会社企業再生支援機構(現 株式会社地域経済活性化支援機 構) 社外取締役(現任) 23年6月 当社取締役(現任) 28年3月 公益財団法人全国中小企業取引 振興協会会長(現任) 28年5月 株式会社アオキスーパー 社外取締役(現任) 28年6月 SMK株式会社社外取締役 (現任)	(注) 4	1
取締役 (注) 1		浜田 恵美子 (注) 3	昭和33年 11月23日生	昭和59年4月 太陽誘電株式会社入社 平成13年12月 同社技術グループ技術品証統括R 技術部長 15年9月 同社技術グループ総合研究所基礎 開発部主席研究員 20年11月 国立大学法人名古屋工業大学産学 官連携センター准教授 23年4月 同大学産学官連携センター、大学 院産業戦略工学専攻教授 24年4月 同大学コミュニティ創成教育研究 センター教授 27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機 構研究成果最適展開支援プログラ ム第3分野プログラムオフィサー (現任) 28年7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師(現任) 28年8月 国立大学法人名古屋大学客員教授 (現任) 29年6月 当社取締役(現任)	(注) 4	5
常勤監査役		水野 丈行	昭和27年 11月8日生	昭和51年3月 当社入社 平成12年10月 エレクトロニクス事業本部H P C 事業部長 13年6月 当社取締役 17年6月 当社執行役員 18年6月 当社取締役常務執行役員 22年6月 当社取締役専務執行役員 26年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	12
常勤監査役		杉山 謙	昭和31年 9月29日生	昭和55年3月 当社入社 平成19年4月 業務監査部長 27年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (注) 2		田中 節夫	昭和18年 4月29日生	昭和41年4月 警察庁採用 平成3年8月 宮城県警察本部長 5年8月 警察庁交通局長 12年1月 警察庁長官 14年9月 第一生命保険相互会社(現 第一生命ホールディングス株式会社) 嘱託 15年6月 社団法人日本自動車連盟(現 一般社団法人日本自動車連盟) 副会長 18年6月 同法人会長 19年6月 当社監査役(現任) 23年6月 コナミ株式会社(現 コナミホールディングス株式会社) 社外監査役(現任) 25年6月 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長(現任) 30年5月 公益財団法人警察育英会代表理事・理事長(現任) 公益財団法人警察協会代表理事・会長(現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2		伊藤 純一	昭和25年 11月26日生	昭和50年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成14年6月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 17年5月 同行常務執行役員 17年6月 同行常務取締役 18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 常務取締役 21年5月 同行専務執行役員 23年6月 株式会社ニコン代表取締役兼副社長執行役員兼CFO 28年6月 同社顧問(現任) 株式会社百十四銀行社外監査役 29年6月 同行社外取締役(監査等委員)(現任) 30年6月 当社監査役(現任)	(注) 6	—
計						85

- (注) 1. 取締役蒲野宏之、取締役中村利雄、取締役浜田恵美子は、社外取締役であります。
2. 監査役田中節夫、監査役伊藤純一は、社外監査役であります。
3. 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
4. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の13名です。

役名	氏名	職名
常務執行役員	小林 茂	電力事業本部長、小牧事業所長
	倉知 寛	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長
	手寫 孝弥	プロセステクノロジー事業本部副本部長、知多事業所長
	松田 弘人	セラミックス事業本部製造統括部長
執行役員	辻 裕之	エレクトロニクス事業本部本部長補佐（技術・新製品推進プロジェクト担当）
	山田 智裕	NGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役社長
	山田 忠明	人事部長、総務部担当
	加藤 明	エレクトロニクス事業本部金属事業部長
	七瀧 努	研究開発本部副本部長、同本部機能材料プロジェクトリーダー
	井上 昌信	プロセステクノロジー事業本部産業プロセス事業部長
	加藤 宏治	セラミックス事業本部営業統括部長、NGK EUROPE GmbH取締役社長
	宮嶋 敦	製造技術本部製造技術統括部長
	神藤 英明	財務部長

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
橋本 修三	昭和31年4月5日生	昭和62年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会） 小栗法律事務所入所 平成4年4月 橋本法律事務所開設・所長（現任） 16年4月 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）副会長	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

①会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

イ. 会社機関の内容

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その組織は以下のとおりとなっております。

(取締役会)

取締役会は、有価証券報告書提出日現在12名の取締役ににより構成されており、会社法で定められた事項及び経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務執行を監督しております。取締役のうち3名につきましては社外取締役を選任しており、社外取締役はその多様な経歴を通じて培った見識を活かし取締役会において当社の経営全般に対する提言を行うこと等により、コーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしております。

(監査役会)

監査役会は、監査役4名により構成されており、各監査役は取締役会に出席するなどして、取締役の職務執行を監査しております。監査役4名は豊富な業務経験を有しており、うち2名につきましては、会社法の定めにより社外監査役を選任しております。なお、常勤監査役のうち1名は、長年当社の財務業務を担当しており、また社外監査役のうち1名は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(経営会議)

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・取締役・監査役及び社長の指名する執行役員・部長により構成しております。

(指名・報酬諮問委員会)

社外役員を過半数として構成され、取締役及び執行役員の人事と報酬に関する事項、最高経営責任者の後継者計画等を審議し、その結果を取締役に答申することにより、役員の人事及び報酬決定に係る公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。

(経営協議会)

社外役員と代表取締役等の意見交換の会合であり、経営に関する様々な課題について、社外役員から経営陣への積極的な助言を求めるものです。

(社外役員会議)

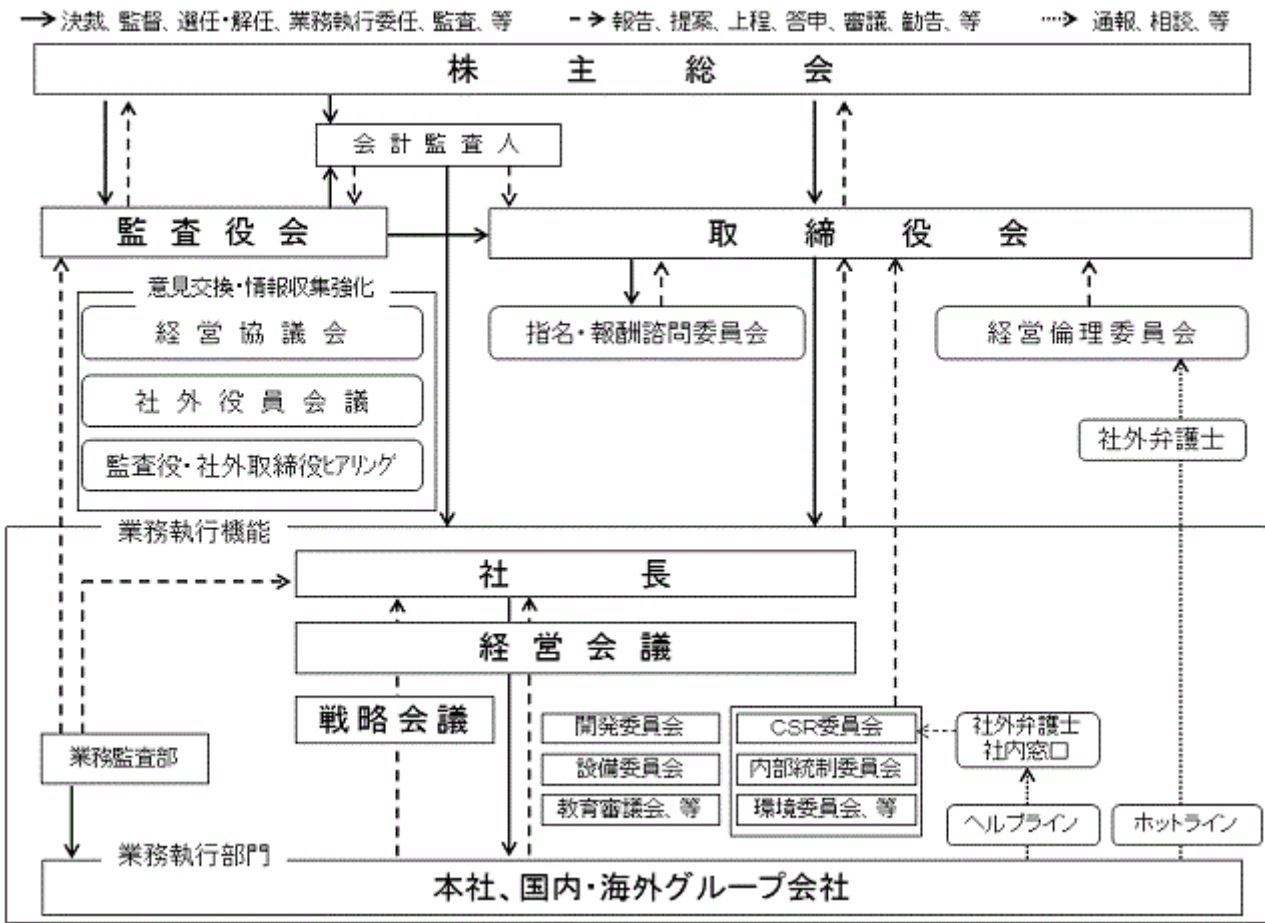
社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題等について意見を交換するものです。

(監査役・社外取締役ヒアリング)

監査役及び社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。

(経営倫理委員会)

社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役1名で構成され、競争法及び海外腐敗行為防止法の遵守、並びに、当社の役員等が関与する不正・法令違反について監視し、取締役会に直接報告するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、従来のヘルプライン制度とは別に、社外役員に直結する内部通報制度（ホットライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。



ロ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等について以下のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

(イ) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。
- b. 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、CSR委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。
- c. CSR委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。
- d. 社外役員を主要な構成員とし、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取扱う経営倫理委員会を設置する。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置する「ホットライン制度」を利用するものとする。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告するものとする。本件事項については本委員会が取締役会に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。
- e. 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

(ロ) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

(ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。
- b. 法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれCSR委員会、中央防災対策本部、BCP対策本部、品質委員会、環境委員会、安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会、安全衛生委員会、経営倫理委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。

(ニ) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、教育審議会、開発委員会、設備委員会、品質委員会、環境委員会、CSR委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。
- b. 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

(ホ) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。
- b. 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。
- c. 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

- (へ) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくCSR委員長に報告するものとする。
- (b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のCSR委員会に報告するものとする。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。
- (b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。
- d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」については、子会社の役員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備するものとする。
- (ト) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。
- (チ) 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。
- (リ) 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。
- (ヌ) 当社監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
- (a) 取締役は、上記（イ）に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- (b) 使用人は、上記（ホ）に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。
- (c) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

- b. 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
 - (a) 子会社の役職員又は上記（へ） a.（a）の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。
 - (b) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。
 - (c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。
- (ル) 上記（ヌ）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- (ヲ) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。
- (ウ) その他当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

ハ. 当該体制等の運用状況の概要

(イ) 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は15回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。主に取締役会メンバーが参加する経営会議は21回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について社長の意思決定を助けるべく、総合的な審議を行っております。取締役に加え各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は16回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。CSR委員会は3回開催され、法令・倫理の遵守や情報セキュリティ管理に係る活動の報告、審議を行っております。コンプライアンス専門分科会は5回開催され、ヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は3回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。CSR委員会・コンプライアンス専門分科会・内部統制委員会においては、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。経営倫理委員会は8回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役会に報告する体制を構築しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会が開催され、実質的な審議が行われております。

(ロ) 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内にて周知され、各規定に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、CSR委員長に適切に報告がなされております。

(ハ) コンプライアンス教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれコンプライアンスに関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令／コンプライアンス連絡会を実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法についての解説を行うコンプライアンス講演会等を実施しております。

(二) 内部監査の実施状況

内部監査部門である業務監査部は、決裁申請や経費精算のモニタリング監査のほか、競争法・下請法・安全保障輸出管理等に係るコンプライアンス監査、当社及びそのグループ会社を対象とした財務報告に係る内部統制監査及び業務プロセスの監査を実施しております。同部は上記の各監査に関して、半期ごとの総括的な業務監査結果に加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、代表取締役社長・同部の所管取締役・監査役等に報告しております。

二. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの構築と運用について、取締役会のほか社長以下の業務執行機関が当たりますが、各部門の業務執行状況については、内部監査の専門部署である業務監査部が監査を行い、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、内部統制委員会を設けて推進しています。

またグループの企業理念、経営理念、行動規範を実践していくための指針として、会社が経済性を追求すると同時に、社会にとっても有益な存在であるための事業活動や行動の基本姿勢を具体的に示した「NGKグループ企業行動指針」を定めています。この指針の制定と法令・企業倫理順守のグループ内への徹底、会社に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される事件・事故への対応などについては、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献推進の専門分科会を傘下に持つCSR委員会が取り扱い、グループの内部統制システムの維持とレベルの向上を図っております。

「NGKグループ企業行動指針」

I. 企業理念の実現

1. より良い社会環境に資する商品の提供

長期のグローバルな視点に立ち、地球環境を守り社会の安全・安心を実現する商品やサービスの提供を通じて、新しい価値の創造に取り組みます。

品質と安全性の追求により、お客様と社会からの信頼を獲得します。

II. 企業活動のあり方

2. 企業情報の開示

経営の透明性を高め、日本ガイシグループに対する社会の信頼を得るために、経営情報、財務情報、商品・サービスに関する情報など、広く社会が求める情報を正確かつタイムリーに発信します。

3. コンプライアンスの徹底、リスクマネジメント

各国、地域の法令やルールを守り、国際間の取決めを尊重して、コンプライアンスを徹底します。

誠実で高い倫理観のある人材を育成します。また、内部統制システムの構築とリスクマネジメントの実践を通じて、会社の資産や信用、第三者の権利を守ります。

4. 人間性の尊重、快適な職場環境の確保

人材の採用、処遇は公正・公平に行い、安全・快適で、家庭と両立する働きやすい職場環境を提供します。

多様な人材が挑戦できる場と機会を設け、知識や技術の習得を通じて人材の成長を支援します。

職場におけるいじめ、差別、ハラスメントなど人権に反する行為の発生を防止し、違反行為があった場合には迅速に適切な対応をとります。

5. 公正、自由、透明な取引の実践

対等な良きパートナーとして、取引先との共存共栄を目指し、公正、自由、透明な取引引きを行います。

また、日本ガイシグループのサプライチェーン全体で、企業の社会的責任を果たす取り組みを推進します。

III. 社会の一員として

6. 地球環境の保全

事業活動を行うすべての拠点、すべてのプロセスで、率先して環境負荷の低減に取り組み、地球環境の保全に貢献します。

地域の環境保全活動に協力し、従業員の取り組む活動も積極的に支援していきます。

7. 地域社会との協調、社会貢献活動の推進

各国、地域の社会的課題に関心を持ち、地域に信頼される企業市民であることを目指して、地域のニーズに応じた社会貢献活動に積極的に取り組みます。

8. ステークホルダーとのコミュニケーション

お客さま、取引先、株主、従業員、地域社会の方々など、すべてのステークホルダーとの対話を通じて、日本ガイシグループへの理解を広げるとともに、寄せられた意見に基づいて会社の活動をレビューし、社会的責任を果たすための取り組みに活かしていきます。

ホ. リスク管理体制の整備の状況

事業活動に生じるさまざまなリスクの管理のため、前記のCSR委員会以外にも、以下のような委員会組織を設け、啓発・教育活動や事案が生じた場合の対処をしています。

(環境委員会)

環境と調和した企業活動を推進するため、環境基本方針の実現について社長及び環境委員長長の決定を助けるため、必要な事項を企画、立案及び審議する機関です。

(品質委員会)

より高品質な製品・サービスの実現によるお客様の満足と信頼の向上を目的に、次項について、社長及び品質委員長長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関です。

- (イ) 品質方針及び品質目標の決定・改廃
- (ロ) 市場における重大な品質不良発生防止や発生後の技術的対応にかかわる事項
- (ハ) 開発品の事業化における品質保証体制および品質リスク回避に関わる事項
- (ニ) そのほか重要と判断した品質関連事項

(安全衛生委員会)

安全衛生に関する全社的な基本方針や、基本計画及び重点目標の設定などに関して審議・決定し、下部委員会を通じて、その推進を図る機関です。

(中央防災対策本部)

会社に重大な影響を及ぼすおそれのある地震、風水害、火災、爆発などの災害に関する事項について、社長及び対策本部長の決定を助けるため必要な事項を審議するほか、対策本部長の指揮のもとで所要の業務を遂行する機関です。

(BCP対策本部)

災害発生時における事業継続を目的として、平時には事業継続計画(BCP)の維持管理を行うとともに、BCPの発動時には、復旧優先順位の決定、復旧体制の指示・支援などを遂行する機関です。

(安全保障輸出管理/特定輸出・通関管理委員会)

安全保障輸出管理、特定輸出申告制度、及び通関業務の管理について、法令順守をはじめとして適切な社内体制の構築、子会社及び関係会社への指導などに係る審議、決定などを行う機関です。

ヘ. 監査役(監査役会)監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、取締役会に出席するなどして取締役の職務執行を監査しているほか、社内の各委員会にも出席しております。社外監査役も出席する監査役会で、会計監査人、内部監査部門と相互連携を図っております。また内部統制委員会には、常勤監査役が出席しており、そこで策定される内部統制報告書案は、社外取締役・社外監査役も出席する経営会議で審議されております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松井夏樹及び増見彰則であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他32名であります。

内部監査部門としては、業務監査部(15名)を設けており、各部門の業務執行状況を監査して、代表取締役に対し、経営判断に資する情報提供を行っております。業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。

監査役監査、会計監査、内部監査はそれぞれ独立して実施していますが、監査の実効性、効率性をあげるため、監査役(会)、会計監査人及び業務監査部は、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っております。

②会社と会社の社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しております。

イ. 社外役員の独立性基準又は方針

(社外取締役)

当社は、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所の独立役員の要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社又は関連会社を指すものとします。

- (イ) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。
- (ロ) 当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。
- (ハ) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (ニ) 当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付又は助成を受けている団体の現在の理事、役員。
- (ホ) 直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人又は会計参与であったことがある公認会計士、税理士又は監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。
- (ヘ) 上記(ホ)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は上記(ホ)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。
- (ト) 当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (チ) 上記(イ)～(ト)項に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族。

(社外監査役)

社外監査役の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

ロ. 当社と社外役員の関係及び選任状況に関する当社の考え方

- (イ) 社外取締役の蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外取締役としてコンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

- (ロ) 社外取締役の中村利雄氏は、通商産業省（現 経済産業省）貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、また日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、現に当社の社外取締役として事業判断の根拠の明確化について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社アオキスーパー及びSMK株式会社の社外取締役並びに公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届

出書を提出しております。

- (ハ) 社外取締役の浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、CD-R（記録できるCD）の発明及び世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。その経歴を通じて培った見識を活かし、現に当社の社外取締役として技術力強化、商品開発や製品事業化の観点から意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、国立研究開発法人科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム第3分野プログラムオフィサー並びに国立大学法人名古屋工業大学非常勤講師及び国立大学法人名古屋大学客員教授等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

- (ニ) 社外監査役の田中節夫氏は、警察庁の各要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験及び実績を活かし、業務の適法性やリスク管理の観点による当社の経営全般に対する提言が期待できることから、社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、コナミホールディングス株式会社社外監査役並びに一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事及び会長、公益財団法人警察育英会代表理事及び理事長、公益財団法人警察協会代表理事及び会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

- (ホ) 社外監査役の伊藤純一氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の専務執行役員および株式会社ニコンの代表取締役兼副社長執行役員兼CFOを務める等、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たすことができると期待し、社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の出身で、当社は当事業年度末において同行より借入れ等の金融関連取引を行っております。ただし、同氏が株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の専務執行役員を退任してから相当の期間が経過していること等を踏まえると、同氏の判断に株式会社三菱UFJ銀行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

同氏は、株式会社ニコン顧問及び株式会社百十四銀行社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

③ 役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	676	428	65	182	—	10
監査役 (社外取締役を除く)	61	61	—	—	—	2
社外役員	62	62	—	—	—	5

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
大島 卓	取締役	提出会社	68	11	47	—	127

ハ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針の内容及び決定方法

当社における取締役(社外取締役を除く)及び執行役員報酬は、企業理念及び経営方針の実現への動機付け、並びに役員責任の明確化と公正性、透明性を高めることを目的として、(1) 役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬、(2) 毎年の業績に対する各取締役の成果責任を一層明確にし、業績との連動性を高めるための業績連動賞与、並びに(3) 当社の株価への感度をより引き上げて株価上昇によるメリットのみならずその下落によるリスクまでも株主と共有し、適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高めるための株式関連報酬、の3つの部分で構成しております。固定的年額報酬と変動報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定しております。

社外取締役及び監査役については、独立した立場から経営の監督、監査を行う役割を担うことから基本報酬のみとしており、業績連動賞与や株式関連報酬は設けておりません。

その額については、平成19年6月及び平成29年6月開催の当社定時株主総会で、株式関連報酬すなわちストックオプションを除く取締役報酬等の額を年額8億円以内、うち社外取締役6,000万円以内と決議いただいております。同様に取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションに関する報酬等の額は年額2億円以内、監査役報酬等の額は年額1億円以内と決議いただいております。

役員報酬については、その決定プロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、社外役員を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会において、報酬の決定に関する方針、取締役及び監査役全体の報酬枠案、取締役及び執行役員個人別の報酬額案について審議を行い、その決議内容を取締役に答申しております。取締役会では、同委員会の答申を尊重した上で取締役及び執行役員報酬に係る決議を行い、当該決議を受けて代表取締役の協議により賞与を含めた年額を決定しております。具体的には、基本報酬については企業業績、関連業界の報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を設定しております。年次賞与である業績連動賞与については毎年度の連結営業利益率、連結売上高、連結ROE等の経営指標の実績と増減に基づいて決定しております。株式関連報酬については、長期インセンティブとして、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションにつき役職位に応じて決定した個数を付与し、権利行使の条件として当社の役員退任後1年が経過した日から原則として5年以内に行使することとしております。各監査役報酬等の額は監査役協議により決定しております。

④株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

84銘柄 52,274百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セイコーエプソン(株)	4,600,000	10,782	取引関係強化のため
TOTO(株)	2,278,433	9,580	森村グループのブランド価値向上のため
東海旅客鉄道(株)	300,000	5,442	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	4,401	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	3,177	森村グループのブランド価値向上のため
東京海上ホールディングス(株)	633,200	2,973	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,499	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	1,125	取引関係強化のため
旭硝子(株)	1,140,600	1,028	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	938	取引関係強化のため
三菱商事(株)	379,450	912	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	659	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	209,600	597	森村グループのブランド価値向上のため
岡谷鋼機(株)	75,100	593	取引関係強化のため
(株)日立製作所	662,000	398	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	1,202,000	397	取引関係強化のため
第一生命保険ホールディングス(株)	197,700	394	取引関係強化のため
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	95,500	338	取引関係強化のため
山一電機(株)	159,500	262	取引関係強化のため
九州電力(株)	214,251	254	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	249	取引関係強化のため
(株)ダイヘン	299,000	216	取引関係強化のため
信越化学工業(株)	21,500	207	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	47,800	191	取引関係強化のため
中部電力(株)	128,227	191	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	188	取引関係強化のため
(株)放電精密加工研究所	180,000	181	取引関係強化のため
関西電力(株)	125,496	171	取引関係強化のため
愛知電機(株)	64,600	171	取引関係強化のため
四国電力(株)	125,267	153	取引関係強化のため

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
TOTO(株)	2,278,433	12,782	森村グループのブランド価値向上のため
セイコーエプソン(株)	4,600,000	8,698	取引関係強化のため
東海旅客鉄道(株)	300,000	6,039	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	4,384	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	3,201	森村グループのブランド価値向上のため
東京海上ホールディングス(株)	380,000	1,799	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,298	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	1,213	取引関係強化のため
三菱商事(株)	379,450	1,085	取引関係強化のため
旭硝子(株)	228,120	1,004	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	209,600	966	森村グループのブランド価値向上のため
岡谷鋼機(株)	75,100	901	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	825	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	737	取引関係強化のため
(株)日立製作所	662,000	510	取引関係強化のため
第一生命保険ホールディングス(株)	197,700	384	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	120,200	321	取引関係強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	95,500	320	取引関係強化のため
山一電機(株)	159,500	302	取引関係強化のため
(株)放電精密加工研究所	180,000	272	取引関係強化のため
九州電力(株)	214,251	271	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	251	取引関係強化のため
(株)ダイヘン	299,000	244	取引関係強化のため
信越化学工業(株)	21,500	236	取引関係強化のため
愛知電機(株)	64,600	221	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	193	取引関係強化のため
中部電力(株)	128,227	192	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	47,800	189	取引関係強化のため
関西電力(株)	125,496	171	取引関係強化のため
四国電力(株)	125,267	158	取引関係強化のため

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑤取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	66	7	67	24
連結子会社	49	—	50	—
計	115	7	118	24

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち7社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額25百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち8社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額31百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外子会社内部監査支援業務等であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、EU一般データ保護規則対応アドバイザリー業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬については、監査公認会計士等の監査内容、監査日数等を勘案し、監査公認会計士等と十分に協議した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また監査法人等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	119,145	133,928
受取手形及び売掛金	92,181	104,029
有価証券	71,659	68,428
たな卸資産	※1 119,081	※1 130,816
繰延税金資産	19,691	16,538
その他	17,371	18,855
貸倒引当金	△867	△123
流動資産合計	438,263	472,472
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	66,293	76,331
機械装置及び運搬具（純額）	97,018	123,162
工具、器具及び備品（純額）	6,063	6,410
土地	27,003	27,474
建設仮勘定	32,728	36,722
有形固定資産合計	※2 229,107	※2 270,100
無形固定資産		
ソフトウェア	2,224	2,496
その他	737	1,163
無形固定資産合計	2,962	3,659
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 72,526	※3 74,649
繰延税金資産	6,545	4,573
退職給付に係る資産	6,924	7,815
その他	※3 3,253	※3 3,208
貸倒引当金	△148	△145
投資その他の資産合計	89,101	90,102
固定資産合計	321,170	363,862
資産合計	759,434	836,335

(単位：百万円)

前連結会計年度
(平成29年3月31日)

当連結会計年度
(平成30年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,898	46,551
短期借入金	6,016	5,969
1年内返済予定の長期借入金	6,973	10,572
未払金	21,834	17,376
未払費用	14,895	17,167
未払法人税等	※4 21,056	※4 16,509
N A S 電池安全対策引当金	3,650	2,561
競争法関連損失引当金	9,167	1,174
その他	5,946	9,022
流動負債合計	128,439	126,905
固定負債		
社債	—	10,000
長期借入金	161,160	185,032
繰延税金負債	15,200	11,655
製品保証引当金	1,654	2,836
退職給付に係る負債	20,926	20,909
その他	4,459	6,132
固定負債合計	203,401	236,566
負債合計	331,841	363,472
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	72,055	71,948
利益剰余金	289,996	322,622
自己株式	△12,407	△12,153
株主資本合計	419,492	452,266
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,458	24,659
繰延ヘッジ損益	△20	△31
為替換算調整勘定	△15,475	△7,990
退職給付に係る調整累計額	△10,713	△7,919
その他の包括利益累計額合計	△2,751	8,717
新株予約権	898	857
非支配株主持分	9,953	11,021
純資産合計	427,593	472,863
負債純資産合計	759,434	836,335

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	401,266	451,125
売上原価	※1, ※3 272,434	※1, ※3 312,107
売上総利益	128,832	139,018
販売費及び一般管理費	※2, ※3 65,619	※2, ※3 68,991
営業利益	63,212	70,026
営業外収益		
受取利息	438	638
受取配当金	1,303	1,584
持分法による投資利益	1,791	1,279
貸倒引当金戻入額	27	750
その他	998	3,140
営業外収益合計	4,559	7,393
営業外費用		
支払利息	2,051	2,418
為替差損	698	2,070
関係会社清算損	—	1,804
その他	464	511
営業外費用合計	3,214	6,804
経常利益	64,557	70,615
特別利益		
固定資産売却益	※4 195	※4 480
投資有価証券売却益	5,248	1,286
補助金収入	166	103
特別利益合計	5,610	1,869
特別損失		
固定資産処分損	※5 397	※5 799
減損損失	※6 4,161	※6 3,768
競争法関連損失引当金繰入額	※7 6,313	※7 2,145
関係会社退職給付制度終了損	※8 1,773	—
特別損失合計	12,646	6,713
税金等調整前当期純利益	57,521	65,772
法人税、住民税及び事業税	※9 18,012	※9 18,773
過年度法人税等	※10 11,213	—
法人税等調整額	△8,067	664
法人税等合計	21,157	19,437
当期純利益	36,364	46,335
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△15	520
親会社株主に帰属する当期純利益	36,379	45,814

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	36,364	46,335
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,646	1,195
繰延ヘッジ損益	△22	△12
為替換算調整勘定	△9,827	7,731
退職給付に係る調整額	4,436	2,808
持分法適用会社に対する持分相当額	381	97
その他の包括利益合計	※1 △2,385	※1 11,819
包括利益	33,978	58,154
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	34,041	57,283
非支配株主に係る包括利益	△63	871

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	72,092	266,580	△1,363	407,158
当期変動額					
剰余金の配当			△12,963		△12,963
親会社株主に帰属する 当期純利益			36,379		36,379
自己株式の取得				△11,182	△11,182
自己株式の処分		△36		137	100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△36	23,415	△11,044	12,334
当期末残高	69,849	72,055	289,996	△12,407	419,492

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	20,832	—	△5,888	△15,358	△414	875	10,352	417,972
当期変動額								
剰余金の配当								△12,963
親会社株主に帰属する 当期純利益								36,379
自己株式の取得								△11,182
自己株式の処分								100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	△2,713
当期変動額合計	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	9,620
当期末残高	23,458	△20	△15,475	△10,713	△2,751	898	9,953	427,593

当連結会計年度(自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	72,055	289,996	△12,407	419,492
当期変動額					
剰余金の配当			△13,188		△13,188
親会社株主に帰属する 当期純利益			45,814		45,814
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△106		258	151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△106	32,625	254	32,773
当期末残高	69,849	71,948	322,622	△12,153	452,266

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	23,458	△20	△15,475	△10,713	△2,751	898	9,953	427,593
当期変動額								
剰余金の配当								△13,188
親会社株主に帰属する 当期純利益								45,814
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,200	△10	7,484	2,794	11,469	△41	1,068	12,495
当期変動額合計	1,200	△10	7,484	2,794	11,469	△41	1,068	45,269
当期末残高	24,659	△31	△7,990	△7,919	8,717	857	11,021	472,863

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	57,521	65,772
減価償却費	26,615	30,316
減損損失	4,161	3,768
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	2,319	2,691
N A S 電池安全対策引当金の増減額 (△は減少)	△1,755	△1,088
競争法関連損失引当金の増減額 (△は減少)	4,860	△7,993
受取利息及び受取配当金	△1,742	△2,223
支払利息	2,051	2,418
持分法による投資損益 (△は益)	△1,791	△1,279
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,248	△1,236
売上債権の増減額 (△は増加)	8,623	△10,196
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,192	△10,342
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△2,664	△426
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,242	7,317
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	9,621	△2,856
その他	1,650	△826
小計	95,271	73,814
利息及び配当金の受取額	1,760	2,157
持分法適用会社からの配当金の受取額	435	435
利息の支払額	△2,060	△2,546
法人税等の支払額	△15,234	△23,306
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,172	50,554
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△46,300	△57,399
有価証券の売却及び償還による収入	38,765	55,804
有形固定資産の取得による支出	△59,361	△67,061
投資有価証券の売却及び償還による収入	6,919	12,181
定期預金の純増減額 (△は増加)	2,786	6,480
拘束性預金の払戻による収入	2,141	—
その他	△1,404	580
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,452	△49,413
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,602	13
長期借入れによる収入	30,121	32,443
長期借入金の返済による支出	△19,239	△6,824
社債の発行による収入	—	10,000
自己株式の取得による支出	△11,182	△3
配当金の支払額	△12,963	△13,188
その他	△1,352	105
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,013	22,546
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,079	1,538
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,627	25,225
現金及び現金同等物の期首残高	136,065	144,692
現金及び現金同等物の期末残高	※1 144,692	※1 169,918

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数… 58社

主要な連結子会社名

エナジーサポート㈱

NGK CERAMICS USA, INC.

NGK CERAMICS EUROPE S. A.

NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司

NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.

NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.

双信電機㈱

NGKエレクトロデバイス㈱

(2) 主要な非連結子会社名

エヌジーケー・ライフ㈱、エヌジーケーゆうサービス㈱、

エヌジーケー・ロジスティクス㈱

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社… 1社

エヌジーケー・ライフ㈱

(2) 持分法適用関連会社… 1社

メタウォーター㈱

(3) 主要な持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケーゆうサービス㈱、エヌジーケー・ロジスティクス㈱

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日(3月31日)と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社10社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ただし未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② N A S 電池安全対策引当金

当社は、平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 競争法関連損失引当金

当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

④ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役員提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、一部連結子会社においては為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(未適用の会計基準等)

当社および国内連結子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成30年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

在外子会社

- ・「顧客との契約から生じる収益」(IFRS第15号)及び「顧客との契約から生じる収益」(Topic606)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。本会計基準により、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

(2) 適用予定日

IFRS第15号は平成31年3月期から、Topic606は平成32年3月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

IFRS第15号適用による影響額は軽微であります。なお、Topic606適用による影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「リース」(IFRS第16号)及び「リース」(Topic842)

(1) 概要

本会計基準は、借手に原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することを要求するものであります。貸手の会計処理に重要な変更はありません。

(2) 適用予定日

IFRS第16号は平成32年3月期から、Topic842は平成33年3月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,026百万円は、「貸倒引当金戻入額」27百万円、「その他」998百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記していた「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の取得による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の取得による支出」に表示していた△6百万円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組み替えております。

(追加情報)

当社は、平成19年3月期から平成22年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年3月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年6月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約1億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について、平成29年6月23日に更正処分の通知を受領したことから、この5年間の追徴税額85億円並びに平成28年3月期及び平成29年3月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年3月期決算に反映いたしました。また、当連結会計年度分として当連結会計年度にかかる見積税額を法人税、住民税及び事業税に計上いたしました。

(連結貸借対照表関係)

※1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
製品及び商品	46,762百万円	52,442百万円
未成工事支出金	588	805
仕掛品	13,169	14,630
原材料及び貯蔵品	58,561	62,937

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	397,578百万円	420,799百万円

※3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	19,262百万円	19,967百万円
投資その他の資産その他(出資金)	11	11

※4. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年6月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、各連結会計年度において同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

5. 保証債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(保証債務)		
従業員住宅ローン	15百万円	11百万円
関係会社の預り保証金	—	1,986
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー㈱の借入金	179百万円	161百万円

(2) 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟(集団訴訟)も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

(連結損益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(戻入額相殺後)が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1,545百万円	△288百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与賃金・賞与金	19,096百万円	19,968百万円
販売運賃	6,517	7,078
研究開発費	7,341	8,371
退職給付費用	1,671	1,933

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	17,544百万円	20,086百万円

※4. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産売却益の内容は、建物及び構築物の売却益152百万円ほかであります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産売却益の内容は、土地、建物及び構築物の売却益420百万円ほかであります。

※5. 固定資産処分損の内容

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損182万円ほかであります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損501万円ほかであります。

※6. 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
がいし事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	米国	1,744
NAS事業用資産	機械装置、建設仮勘定等	愛知県 春日井市他	1,162
遊休資産	機械装置、建設仮勘定等	山梨県 都留市	1,157
双信電機グループ 事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地 等	宮崎県 宮崎市他	97

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業用資産については、事業環境の悪化を受け将来事業計画を見直した結果、当初想定していた収益性が見込まれなくなったこと、また、遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物465百万円、機械装置及び運搬具1,603百万円、工具、器具及び備品53百万円、土地187百万円、建設仮勘定1,842百万円、その他7百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に正味売却価額により測定し、第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
パッケージ事業用 資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 土地等	山口県 美祢市他	2,365
がいし事業用資産	機械装置等	岐阜県 恵那市	966
N A S 事業用資産	機械装置、建設仮勘定等	愛知県 春日井市他	215

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業環境の悪化を受け将来事業計画を見直した結果、当初想定していた収益性が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物767百万円、機械装置及び運搬具2,181百万円、土地692百万円、その他127百万円であります。

当該資産の回収可能価額については使用価値または正味売却価額により測定しております。なお、使用価値の場合には将来キャッシュ・フローを7.1%で割り引いて算定し、正味売却価額の場合には第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

※7. 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

※8. 関係会社退職給付制度終了損

米国連結子会社における退職給付制度の一部終了に伴う損失であります。

※9. 法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年6月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、同様の課税を受けるとした場合の各連結会計年度にかかる見積税額を含んでおります。

※10. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したことから、更正金額及び平成28年3月期の見積税額等を「過年度法人税等」に計上いたしました。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	9,316	2,762
組替調整額	△5,159	△1,193
税効果調整前	4,156	1,568
税効果額	△1,509	△373
その他有価証券評価差額金	2,646	1,195
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△15	1
組替調整額	—	—
税効果調整前	△15	1
税効果額	△7	△14
繰延ヘッジ損益	△22	△12
為替換算調整勘定		
当期発生額	△9,827	7,731
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	△9,827	7,731
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,661	868
組替調整額	5,120	3,298
税効果調整前	6,782	4,167
税効果額	△2,346	△1,358
退職給付に係る調整額	4,436	2,808
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	381	97
その他の包括利益合計	△2,385	11,819

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	327,560	—	—	327,560
合計	327,560	—	—	327,560
自己株式				
普通株式(注)1, 2	981	5,003	69	5,915
合計	981	5,003	69	5,915

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,003千株は、平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づく取得5,000千株及び単元未満株式の買取請求による取得3千株によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の減少株式数69千株は、ストック・オプションの行使による減少69千株、単元未満株式の買取請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	898
合計		—	—	—	—	—	898

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,531	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	6,432	20.00	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,432	利益剰余金	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	327,560	—	—	327,560
合計	327,560	—	—	327,560
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	5,915	1	123	5,794
合計	5,915	1	123	5,794

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数1千株は、単元未満株式の買取請求による取得1千株によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の減少株式数123千株は、ストック・オプションの行使による減少123千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	857
	合計	—	—	—	—	—	857

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,432	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	6,755	21.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,400	利益剰余金	23.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	119,145百万円	133,928百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△9,353	△3,409
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	34,900	39,400
現金及び現金同等物	144,692	169,918

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引で開示対象となるものはありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	351百万円	382百万円
1年超	1,014	920
合計	1,366	1,303

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは実需取引に基づいて発生する債権・債務を対象としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあるものを除き、一定部分は先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該リスクについて有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後18年6ヶ月であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。いずれの取引も、信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。またデリバティブ取引の執行・管理については、約定時における決裁及び報告に関する内部規定があり、これに基づいて厳格に運営を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等について、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2を参照ください。）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	119,145	119,145	—
(2) 受取手形及び売掛金	92,181	92,179	△1
(3) 有価証券及び投資有価証券(※2)	141,506	144,986	3,479
(4) 支払手形及び買掛金	(38,898)	(38,898)	—
(5) 短期借入金	(6,016)	(6,016)	—
(6) 未払金	(21,834)	(21,834)	—
(7) 未払法人税等	(21,056)	(21,056)	—
(8) 長期借入金(※3)	(168,133)	(174,001)	△5,867
(9) デリバティブ取引(※4)	80	80	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	133,928	133,928	—
(2) 受取手形及び売掛金	104,029	103,978	△50
(3) 有価証券及び投資有価証券(※2)	140,492	145,950	5,458
(4) 支払手形及び買掛金	(46,551)	(46,551)	—
(5) 短期借入金	(5,969)	(5,969)	—
(6) 未払金	(17,376)	(17,376)	—
(7) 未払法人税等	(16,509)	(16,509)	—
(8) 社債	(10,000)	(9,998)	1
(9) 長期借入金(※3)	(195,604)	(200,779)	△5,174
(10) デリバティブ取引(※4)	772	772	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金（1年内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関が算出する時価によっております。また、当社は借入金の一部について金利スワップ及び金利通貨スワップを行っておりますが、特例処理や振当処理の要件を充たすものは、ヘッジ対象となる借入金と一体として処理されるため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	2,679	2,585

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	119,145	—	—	—
受取手形及び売掛金	92,163	17	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	—	—	—	—
(2)社債	23,559	1,194	—	—
(3)その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	—	—	—	—
(2)その他	44,200	—	—	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	133,928	—	—	—
受取手形及び売掛金	103,579	449	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	—	—	—	—
(2)社債	15,000	1,302	—	—
(3)その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	—	—	—	—
(2)その他	49,200	—	—	—

4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,016	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
長期借入金	6,973	10,756	29,121	7,552	16,316	97,412

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,969	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	10,000
長期借入金	10,572	29,458	10,415	20,944	15,029	109,184

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	9,559	9,973	414
	(3)その他	—	—	—
	小計	9,559	9,973	414
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	15,194	15,192	△2
	(3)その他	—	—	—
	小計	15,194	15,192	△2
合計		24,754	25,165	411

当連結会計年度 (平成30年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,302	1,320	17
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,302	1,320	17
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	15,000	14,993	△6
	(3)その他	—	—	—
	小計	15,000	14,993	△6
合計		16,302	16,313	11

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	49,040	16,628	32,412
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	3,106	2,439	666
	小計	52,147	19,068	33,079
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	936	1,123	△186
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	44,994	45,038	△44
	小計	45,930	46,162	△231
合計		98,078	65,230	32,847

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	50,553	16,575	33,977
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	3,219	2,474	745
	小計	53,772	19,049	34,723
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	717	939	△221
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	50,208	50,294	△85
	小計	50,926	51,233	△306
合計		104,699	70,283	34,416

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	5,927	5,248	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	537	—	1
合計	6,464	5,248	1

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	1,539	1,286	49
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,537	166	—
合計	4,076	1,452	49

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	18,273	—	71	71
	ユーロ	5,974	—	△13	△13
	買建				
	米ドル	162	—	△0	△0
	ユーロ	20	—	△1	△1
	円	25	—	△0	△0
合計		24,456	—	56	56

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成30年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	17,148	—	623	623
	ユーロ	4,033	—	113	113
	買建				
	米ドル	251	—	△0	△0
	ユーロ	23	—	△0	△0
	円	28	—	1	1
合計		21,484	—	736	736

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成30年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	金利スワップ取引 (支払固定・受取固定)	5,000	5,000	△34	△34
合計		5,000	5,000	△34	△34

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	6,500	6,500	(注) -
合計			6,500	6,500	-

(注) 時価の算定方法

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	6,500	6,500	(注) -
合計			6,500	6,500	-

(注) 時価の算定方法

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	8,651	8,651	(注1) △15
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	25,000	25,000	(注2) -
合計			33,651	33,651	△15

(注) 時価の算定方法

- 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	8,744	8,744	(注1) △13
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	25,000	25,000	(注2) -
合計			33,744	33,744	△13

(注) 時価の算定方法

- 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は積立型、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の国内連結子会社においては複数事業主制度による企業年金（東京都電機厚生年金基金）に加盟しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。また、一部の米国連結子会社においては確定給付型の退職給付制度の他、確定拠出型制度を採用しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	97,514 百万円	92,051 百万円
勤務費用	3,292	3,289
利息費用	920	811
数理計算上の差異の発生額	△342	375
退職給付の支払額	△4,774	△3,732
過去勤務費用の発生額	△1,778	68
退職給付制度終了に伴う減少（注）	△2,630	—
その他	△147	△770
退職給付債務の期末残高	92,051 百万円	92,093 百万円

（注）米国連結子会社における退職給付制度の一部終了によるものであります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	83,232 百万円	80,022 百万円
期待運用収益	1,631	1,089
数理計算上の差異の発生額	△541	1,101
事業主からの拠出額	2,000	2,328
退職給付の支払額	△3,522	△3,342
退職給付制度終了に伴う減少（注）	△2,672	—
その他	△105	△149
年金資産の期末残高	80,022 百万円	81,050 百万円

（注）米国連結子会社における退職給付制度の一部終了によるものであります。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
	退職給付に係る負債の期首残高	1,885	百万円	1,973
退職給付費用	261		249	
退職給付の支払額	△93		△120	
制度への拠出額	△80		△51	
退職給付に係る負債の期末残高	1,973	百万円	2,051	百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年 3月 31日)		当連結会計年度 (平成30年 3月 31日)	
	積立型制度の退職給付債務	83,777	百万円	83,047
年金資産	△80,932		△81,978	
	2,844	百万円	1,069	百万円
非積立型制度の退職給付債務	11,157		12,025	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,001	百万円	13,094	百万円
退職給付に係る負債	20,926	百万円	20,909	百万円
退職給付に係る資産	△6,924		△7,815	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,001	百万円	13,094	百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
	勤務費用	3,292	百万円	3,289
利息費用	920		811	
期待運用収益	△1,631		△1,089	
数理計算上の差異の費用処理額	3,519		3,634	
過去勤務費用の費用処理額	△172		△336	
簡便法で計算した退職給付費用	261		249	
その他	—		△360	
確定給付制度に係る退職給付費用	6,189	百万円	6,199	百万円

(注) 前連結会計年度において、上記以外に関係会社退職給付制度終了損1,773百万円を特別損失に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
数理計算上の差異	5,175 百万円	4,453 百万円
過去勤務費用	1,606	△286
合計	6,782 百万円	4,167 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△16,454 百万円	△12,000 百万円
未認識過去勤務費用	2,034	1,748
合計	△14,419 百万円	△10,252 百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
一般勘定	40 %	40 %
株式	16	15
債券	32	36
現金及び預金	1	1
その他	11	8
合計	100 %	100 %

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	主として0.6%	主として0.6%
長期期待運用収益率	主として1.5%	主として1.0%
予想昇給率	主として 3.4%~4.7%	主として 3.6%~4.4%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前連結会計年度104百万円、当連結会計年度105百万円であります。なお、以下については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点（前連結会計年度においては平成28年3月31日現在、当連結会計年度においては平成29年3月31日現在）の情報に基づき作成しております。

(1) 複数事業主制度の直近の状況

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
年金資産の額	122,897 百万円	127,443 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	152,503	149,315
差引額	△29,605 百万円	△21,871 百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当社グループの割合	2.0%	2.0%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未償却過去勤務債務残高	21,959 百万円	20,384 百万円
剰余金	△112,802	6,159
別途積立金	105,156	△7,646

(注) 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

4. 確定拠出制度

一部の米国連結子会社の確定拠出制度の要拠出額は、前連結会計年度217百万円、当連結会計年度211百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	129	113

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く)	当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 180,000株	普通株式 113,000株	普通株式 41,000株
付与日	平成17年8月5日	平成18年8月11日	平成18年8月11日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(取締役兼務執行役員を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役又は監査役(社外監査役を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成17年8月5日 至 平成18年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成19年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成17年8月5日 至 平成47年6月30日	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日

	平成19年(第3回) ストック・オプション	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 62,000株	普通株式 57,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成19年8月30日	平成20年8月13日	平成21年8月17日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成19年8月30日 至 平成20年6月30日	自 平成20年8月13日 至 平成21年6月30日	自 平成21年8月17日 至 平成22年6月30日
権利行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成49年6月30日	自 平成20年8月14日 至 平成50年6月30日	自 平成21年8月18日 至 平成51年6月30日

	平成22年（第6回） ストック・オプション	平成23年（第7回） ストック・オプション	平成24年（第8回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 14名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 64,000株	普通株式 62,000株	普通株式 66,000株
付与日	平成22年8月16日	平成23年8月15日	平成24年8月15日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成22年8月16日 至 平成23年6月30日	自 平成23年8月15日 至 平成24年6月30日	自 平成24年8月15日 至 平成25年6月30日
権利行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日

	平成25年（第9回） ストック・オプション	平成26年（第10回） ストック・オプション	平成27年（第11回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 16名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 61,000株	普通株式 57,000株	普通株式 52,000株
付与日	平成25年8月16日	平成26年8月19日	平成27年8月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成25年8月16日 至 平成26年6月30日	自 平成26年8月19日 至 平成27年6月30日	自 平成27年8月18日 至 平成28年6月30日
権利行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日	自 平成26年8月20日 至 平成56年6月30日	自 平成27年8月19日 至 平成57年6月30日

	平成28年（第12回） ストック・オプション	平成29年（第13回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 12名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 60,000株	普通株式 58,000株
付与日	平成28年8月16日	平成29年8月16日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成28年8月16日 至 平成29年6月30日	自 平成29年8月16日 至 平成30年6月30日
権利行使期間	自 平成28年8月17日 至 平成58年6月30日	自 平成29年8月17日 至 平成59年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	66,000	54,000	8,000	24,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	34,000	33,000	4,000	11,000
失効	—	—	—	—
未行使残	32,000	21,000	4,000	13,000

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	31,000	34,000	39,000	43,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	12,000	6,000	5,000	7,000
失効	—	—	—	—
未行使残	19,000	28,000	34,000	36,000

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション	平成27年(第11回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	48,000	46,000	52,000	52,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	7,000	4,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	41,000	42,000	52,000	52,000

	平成28年(第12回) ストック・オプション	平成29年(第13回) ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	58,000
失効	—	—
権利確定	—	58,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	60,000	—
権利確定	—	58,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	60,000	58,000

②単価情報

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,250	2,094	2,126	1,973
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	1,506	1,506	3,658

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,063	2,263	2,172	2,075
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,434	2,072	1,289	1,100

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション	平成27年(第11回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,072	2,168	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	923	1,276	2,510	2,850

	平成28年(第12回) ストック・オプション	平成29年(第13回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,060	1,897

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年(第13回)ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成29年(第13回) ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	36.26%
予想残存期間 (注) 2	4年6ヶ月
予想配当 (注) 3	40円/株
無リスク利子率 (注) 4	△0.077%

(注) 1. 4年6ヶ月(平成25年2月から平成29年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成29年3月期の配当実績によっております。

4. 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	9,713百万円	9,111百万円
未払金、未払費用	3,121	2,901
未払事業税	465	548
有形固定資産	8,417	8,599
退職給付に係る負債	6,344	5,868
繰越欠損金	3,076	2,930
投資有価証券	1,668	1,798
海外子会社等の税額控除	3,808	3,664
N A S 電池安全対策引当金	1,114	780
競争法関連損失引当金	2,795	358
製品保証引当金	519	884
その他	3,520	3,527
繰延税金資産小計	44,566	40,975
評価性引当額	△9,678	△9,315
繰延税金資産合計	34,888	31,660
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,115	9,479
固定資産圧縮積立金	988	1,024
海外子会社の未分配利益	6,412	5,774
固定資産	3,391	1,743
退職給付に係る資産	1,777	2,075
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	1,414	1,414
その他	752	696
繰延税金負債合計	23,852	22,208
繰延税金資産の純額	11,035	9,451

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	19,691百万円	16,538百万円
固定資産－繰延税金資産	6,545	4,573
流動負債－繰延税金負債	—	5
固定負債－繰延税金負債	15,200	11,655

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△0.9
評価性引当額の増減額	△7.2	2.0
海外子会社の未分配利益	0.0	△1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.6
海外子会社等の税率差異	△1.3	1.1
海外子会社等の税額控除	△4.4	△1.7
試験研究費等の税額控除	△2.4	△2.2
所得拡大促進税制による税額控除	△1.1	—
持分法による投資損益	△1.0	△0.6
移転価格税制関連	22.3	0.6
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	29.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「電力事業本部」、「セラミックス事業本部」、「エレクトロニクス事業本部」の3つの事業本部制の下で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「電力関連事業」、「セラミックス事業」及び「エレクトロニクス事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS®電池（ナトリウム/硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	52,799	244,959	103,507	401,266	—	401,266
セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	262	—	288	△288	—
計	52,825	245,221	103,507	401,554	△288	401,266
セグメント利益又は損失（△）	△6,622	64,635	5,250	63,263	△50	63,212
セグメント資産	86,144	362,734	105,414	554,293	205,140	759,434
その他の項目						
減価償却費	2,554	18,003	6,057	26,615	—	26,615
減損損失	2,906	—	1,254	4,161	—	4,161
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,293	44,741	9,389	58,424	1,676	60,101

- (注) 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額△50百万円は、セグメント間取引の調整であります。
2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は241,063百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	54,408	267,762	128,954	451,125	—	451,125
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43	69	—	113	△113	—
計	54,451	267,831	128,954	451,238	△113	451,125
セグメント利益又は損失（△）	△4,714	58,076	16,656	70,018	8	70,026
セグメント資産	80,902	411,238	122,722	614,863	221,471	836,335
その他の項目						
減価償却費	2,544	21,071	6,700	30,316	—	30,316
減損損失	1,283	106	2,378	3,768	—	3,768
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,566	46,037	16,137	65,740	5,972	71,713

- (注) 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額8百万円は、セグメント間取引の調整であります。
2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は244,956百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
113,130	93,027	86,418	6,609	87,270	41,148	46,121	96,318	44,900	51,417	11,519	401,266

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	計	北米		計	欧州		アジア	その他	合計
		米国	その他		ポーランド	その他			
104,711	38,636	17,021	21,614	53,348	50,378	2,969	31,776	634	229,107

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
123,831	109,347	101,250	8,096	95,668	41,627	54,040	106,900	49,276	57,624	15,377	451,125

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	計	北米		計	欧州		アジア	その他	合計
		米国	その他		ポーランド	その他			
118,726	34,477	16,156	18,321	72,577	69,463	3,114	43,555	764	270,100

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記していた「メキシコ」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「北米」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (2) 有形固定資産」の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「メキシコ」に表示しておりました21,613百万円を「北米」の「その他」として組み替えております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産	1,295.66円	1,432.67円
1株当たり当期純利益	112.71円	142.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	112.51円	142.18円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	36,379	45,814
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	36,379	45,814
普通株式の期中平均株式数 (千株)	322,760	321,694
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	572	542
(うち新株予約権方式によるストック・オプション)	(572)	(542)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(セグメント区分の変更)

当連結会計年度において、「電力関連事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」としていた報告セグメントを、平成30年4月1日付の組織変更に伴い、翌連結会計年度より「電力関連事業」、「セラミックス事業」、「エレクトロニクス事業」及び「プロセステクノロジー事業」に変更することとしました。

各報告セグメントを構成する主要製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS®電池（ナトリウム/硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品
エレクトロニクス事業	電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品
プロセステクノロジー事業	半導体製造装置用製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置

なお、変更後の報告セグメントに基づく当連結会計年度の売上高及び利益又は損失の金額は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	連結 財務諸表 計上額
	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス 事業	プロセス テクノロジー 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	54,408	240,659	61,315	94,741	451,125	—	451,125
セグメント間の 内部売上高又は振替高	43	10	4	2,720	2,779	△2,779	—
計	54,451	240,670	61,320	97,461	453,904	△2,779	451,125
セグメント利益 又は損失(△)	△4,714	56,719	916	17,096	70,018	8	70,026

(注) セグメント利益又は損失(△)の調整額8百万円は、セグメント間取引の調整であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本碍子(株)	第5回無担保社債	平成29年7月27日	—	10,000	0.657	なし	平成44年7月27日
合計	—	—	—	10,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,016	5,969	2.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	6,973	10,572	0.1	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	161,160	185,032	0.9	平成31年～平成48年
合計	174,150	201,573	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	29,458	10,415	20,944	15,029

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	110,044	219,754	332,394	451,125
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	17,869	30,257	48,802	65,772
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	11,279	19,792	33,560	45,814
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	35.07	61.53	104.33	142.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	35.07	26.46	42.80	38.09

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,172	45,153
受取手形	406	1,909
売掛金	※1 53,984	※1 58,080
有価証券	71,659	68,428
商品及び製品	20,901	23,044
仕掛品	1,109	2,173
未成工事支出金	293	252
原材料及び貯蔵品	28,461	26,924
繰延税金資産	11,697	8,754
短期貸付金	※1 2,774	※1 3,203
未収入金	※1 18,799	※1 14,950
未収消費税等	4,423	5,679
その他	828	2,030
貸倒引当金	△72	△78
流動資産合計	258,440	260,509
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	25,283	26,545
機械及び装置	27,272	36,949
車両運搬具	128	113
工具、器具及び備品	3,442	3,722
土地	16,219	16,753
建設仮勘定	4,363	7,165
有形固定資産合計	76,710	91,251
無形固定資産		
ソフトウェア	1,362	1,552
その他	64	59
無形固定資産合計	1,427	1,612
投資その他の資産		
投資有価証券	51,998	53,577
関係会社株式	75,447	80,095
関係会社出資金	24,074	31,194
長期貸付金	※1 14,629	※1 19,413
前払年金費用	14,941	12,254
その他	1,400	1,433
投資損失引当金	—	△1,159
貸倒引当金	△87	△234
投資その他の資産合計	182,405	196,574
固定資産合計	260,542	289,438
資産合計	518,983	549,947

(単位：百万円)

前事業年度
(平成29年3月31日) 当事業年度
(平成30年3月31日)

負債の部	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動負債		
買掛金	※1 31,630	※1 37,547
短期借入金	※1 26,077	※1 13,370
未払金	※1 17,520	※1 11,771
未払費用	7,965	8,563
未払法人税等	※2 18,094	※2 11,745
前受金	2,294	3,121
N A S 電池安全対策引当金	3,650	2,561
競争法関連損失引当金	9,167	1,174
関係会社事業損失引当金	1,935	1,935
その他	463	2,018
流動負債合計	118,799	93,811
固定負債		
社債	—	10,000
長期借入金	118,000	128,000
繰延税金負債	9,976	8,267
退職給付引当金	8,935	9,794
製品保証引当金	1,329	2,422
その他	1,068	2,417
固定負債合計	139,309	160,902
負債合計	258,109	254,713
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金		
資本準備金	70,135	70,135
その他資本剰余金	1,891	1,785
資本剰余金合計	72,027	71,921
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,976	2,068
繰越利益剰余金	105,374	138,255
利益剰余金合計	107,350	140,323
自己株式	△12,407	△12,153
株主資本合計	236,819	269,939
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,139	24,387
繰延ヘッジ損益	16	48
評価・換算差額等合計	23,155	24,436
新株予約権	898	857
純資産合計	260,873	295,234
負債純資産合計	518,983	549,947

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
売上高	※2 214,319	※2 240,885
売上原価	※2 154,139	※2 171,573
売上総利益	60,180	69,312
販売費及び一般管理費	※1 35,246	※1 36,918
営業利益	24,934	32,393
営業外収益		
受取利息	※2 298	※2 406
受取配当金	※2 17,761	※2 21,851
為替差益	584	—
受取手数料	※2 4,484	※2 4,834
その他	※2 995	※2 2,651
営業外収益合計	24,125	29,743
営業外費用		
支払利息	※2 1,576	※2 1,618
為替差損	—	1,638
その他	※2 197	※2 167
営業外費用合計	1,774	3,423
経常利益	47,285	58,713
特別利益		
固定資産売却益	※3 6	※3 351
投資有価証券売却益	5,247	1,116
補助金収入	166	103
特別利益合計	5,420	1,572
特別損失		
固定資産処分損	※4 274	※4 250
減損損失	2,319	215
関係会社株式評価損	81	7
関係会社出資金評価損	211	—
投資損失引当金繰入額	—	1,159
関係会社貸倒引当金繰入額	—	141
競争法関連損失引当金繰入額	※5 6,313	※5 2,145
特別損失合計	9,200	3,920
税引前当期純利益	43,505	56,365
法人税、住民税及び事業税	※6 9,621	※6 9,373
過年度法人税等	※7 11,213	—
法人税等調整額	△3,658	830
法人税等合計	17,176	10,204
当期純利益	26,329	46,161

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金		
当期首残高	69,849	70,135	1,928	72,064	2,139	91,845	93,984
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立					144	△144	—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△308	308	—
剰余金の配当						△12,963	△12,963
当期純利益						26,329	26,329
自己株式の取得							
自己株式の処分			△36	△36			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△36	△36	△163	13,528	13,365
当期末残高	69,849	70,135	1,891	72,027	1,976	105,374	107,350

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,363	234,535	20,582	—	20,582	875	255,993
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立		—					—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△12,963					△12,963
当期純利益		26,329					26,329
自己株式の取得	△11,182	△11,182					△11,182
自己株式の処分	137	100					100
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,556	16	2,573	23	2,596
当期変動額合計	△11,044	2,284	2,556	16	2,573	23	4,880
当期末残高	△12,407	236,819	23,139	16	23,155	898	260,873

当事業年度(自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金		
当期首残高	69,849	70,135	1,891	72,027	1,976	105,374	107,350
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立					236	△236	—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△144	144	—
剰余金の配当						△13,188	△13,188
当期純利益						46,161	46,161
自己株式の取得							
自己株式の処分			△106	△106			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△106	△106	91	32,881	32,972
当期末残高	69,849	70,135	1,785	71,921	2,068	138,255	140,323

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△12,407	236,819	23,139	16	23,155	898	260,873
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立		—					—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△13,188					△13,188
当期純利益		46,161					46,161
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	258	151					151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,248	32	1,280	△41	1,239
当期変動額合計	254	33,120	1,248	32	1,280	△41	34,360
当期末残高	△12,153	269,939	24,387	48	24,436	857	295,234

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

(3) N A S 電池安全対策引当金

平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り計上しております。

(4) 競争法関連損失引当金

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(7) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当社は、平成19年3月期から平成22年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年3月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年6月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約1億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について、平成29年6月23日に更正処分の通知を受領したことから、この5年間の追徴税額85億円並びに平成28年3月期及び平成29年3月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年3月期決算に反映いたしました。また、当事業年度分として当事業年度にかかる見積税額を法人税、住民税及び事業税に計上いたしました。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外の金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	45,464百万円	42,874百万円
長期金銭債権	14,531	19,295
短期金銭債務	42,346	28,739

※2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年6月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、各事業年度において同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3. 保証債務等

(1) 保証債務

他社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(保証債務)		
関係会社の借入金	23,843百万円	21,243百万円
関係会社の預り保証金	-	1,986
従業員住宅ローン等	15	11
合計	23,858	23,242
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー㈱の借入金	179百万円	161百万円

(2) 偶発債務

当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払を要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社の立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

(損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売運賃	2,666百万円	3,023百万円
給与賃金・賞与金	9,157	9,217
減価償却費	1,052	1,094
研究開発費	6,725	7,696
おおよその割合		
販売費	24%	25%
一般管理費	76	75

※2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	91,168百万円	103,421百万円
仕入高等	81,098	89,121
営業取引以外の取引高	25,186	27,060

※3. 固定資産売却益の内容

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産売却益の内容は、機械及び装置の売却益4百万円ほかであります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産売却益の内容は、土地、建物及び構築物の売却益347百万円ほかであります。

※4. 固定資産処分損の内容

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産処分損の内容は、建物及び構築物の除売却損133百万円ほかであります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械及び装置の除売却損134百万円ほかであります。

※5. 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

※6. 法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年6月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、同様の課税を受けるとした場合の各事業年度にかかる見積税額を含んでおります。

※7. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したことから、更正金額及び平成28年3月期の見積税額等を「過年度法人税等」に計上いたしました。

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	1,897	△1,161
関連会社株式	7,922	21,742	13,820

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	64,454
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	4,036	977
関連会社株式	7,922	24,937	17,015

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	69,102
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	5,041百万円	4,448百万円
有形固定資産	3,287	2,946
投資有価証券	818	818
関係会社株式	2,851	2,857
関係会社出資金	5,104	5,104
未払金、未払費用	2,583	2,490
未払事業税	388	480
退職給付引当金	2,724	2,986
N A S 電池安全対策引当金	1,114	780
競争法関連損失引当金	2,795	358
関係会社事業損失引当金	590	590
投資損失引当金	—	353
製品保証引当金	405	738
長期預り金	—	724
その他	921	1,066
繰延税金資産小計	28,627	26,745
評価性引当金	△10,896	△10,620
繰延税金資産合計	17,731	16,124
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,167	9,557
前払年金費用	4,559	3,736
固定資産圧縮積立金	860	907
退職給付信託解約に伴う		
受入有価証券	1,414	1,414
その他	7	21
繰延税金負債合計	16,009	15,636
繰延税金資産の純額	1,721	487

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	11,697百万円	8,754百万円
固定負債－繰延税金負債	9,976	8,267

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.4	△10.8
評価性引当額の増減額	△5.2	△0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1	-
試験研究費等の税額控除	△4.7	△2.6
住民税均等割	0.1	0.1
移転価格税制関連	29.5	0.7
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5	18.1

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	79,324	3,510	829	2,059	82,005	55,460
	機械及び装置	134,024	15,970	※2 3,767 (109)	6,034	※1 146,227	109,277
	車両運搬具	985	32	29	47	987	874
	工具、器具及び備品	16,460	1,316	※2 745 (8)	994	17,031	13,309
	土地	16,219	611	77	-	16,753	-
	建設仮勘定	4,363	22,869	※2 20,066 (84)	-	7,165	-
	計	251,378	44,309	※2 25,515 (201)	9,135	270,172	178,920
無形固定資産	ソフトウェア	14,080	845	※2 512 (13)	422	14,413	12,860
	その他	308	1	-	6	310	250
	計	14,389	846	※2 512 (13)	429	14,723	13,111

※1 機械及び装置には、取得価額から租税特別措置法の規定に基づく圧縮記帳額2百万円が控除されております。

※2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

※3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

(注1) 建物及び構築物の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

HPC生産エリアの拡張(小牧工場)	872百万円
NOxセンサ第9次増産投資(瑞穂工場)	783百万円
HPC第7次サセプター増産投資(小牧工場)	720百万円

(注2) 機械及び装置の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

HPC第5次サセプター増産投資(小牧工場)	2,087百万円
AC工場再構築1次投資(瑞穂工場)	1,556百万円
HPC第4次サセプター増産投資(小牧工場)	1,432百万円

(注3) 機械及び装置の当期減少額の主なものは次のとおりであります。

自排生産設備の除却(瑞穂工場)	438百万円
電子部品開発・生産設備の除却(小牧工場)	209百万円
がいし生産設備除却(知多工場)	172百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	159	239	87	312
投資損失引当金	-	1,159	-	1,159
NAS電池安全対策引当金	3,650	-	1,088	2,561
競争法関連損失引当金	9,167	2,145	10,138	1,174
関係会社事業損失引当金	1,935	-	-	1,935
製品保証引当金	1,329	1,222	128	2,422

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式数で按分した金額とする。 100万円以下の金額につき1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき0.575% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び名古屋市中において発行する中日新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.ngk.co.jp/ir/koukoku
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年5月1日関東財務局長に提出
- (2) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成29年5月12日関東財務局長に提出
（第151期第2四半期）（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年5月12日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第151期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出
- (5) 内部統制報告書及びその添付書類
平成29年6月29日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月30日関東財務局長に提出
- (7) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年6月30日関東財務局長に提出
- (8) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成29年7月21日東海財務局長に提出
- (9) 四半期報告書及び確認書
（第152期第1四半期）（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）平成29年8月4日関東財務局長に提出
- (10) 四半期報告書及び確認書
（第152期第2四半期）（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）平成29年11月9日関東財務局長に提出
- (11) 四半期報告書及び確認書
（第152期第3四半期）（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）平成30年2月6日関東財務局長に提出
- (12) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成30年4月27日関東財務局長に提出
- (13) 訂正発行登録書（普通社債）
平成30年4月27日関東財務局長に提出
- (14) 訂正発行登録書（普通社債）
平成30年5月23日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 見 彰 則 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本碍子株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本碍子株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月26日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 見 彰 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第152期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。